

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和6年12月13日

時 間：午前 10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	堀 本 典 明 君	1番	安 藤 正 純 君
2番	辺 見 珠 美 君	3番	平 山 勉 君
4番	佐 藤 啓 憲 君	5番	渡 辺 正 道 君
6番	高 野 匠 美 君	7番	宇佐神 幸 一 君
8番	高 橋 実 君	9番	渡 辺 三 男 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
総 務 課 長	志 賀 智 秀 君
企 画 課 長	杉 本 良 君
生活環境課長	猪 獅 力 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
企 画 課 主 幹 佐	小 原 真 理 子 君
生活環境課主幹	渡 邁 浩 基 君
総務課課長補佐兼秘書係長	大 和 田 豊 一 君
企画課課長補佐	畠 山 信 也 君
産業振興課課長補佐	佐 藤 美 津 浩 君

産業振興課 課長補佐	堀川新一君
生涯学習課 課長補佐 兼生涯学習係長	三瓶秀文君
企画課主任 兼企画政策係長	猪狩英伸君
企画課副主査	郡山将佳君
産業振興課 商工観光係長	山口学君
産業振興課 商工観光係主査	佐藤祐一君
総務課副主幹 兼財政係長	安藤崇君
生涯学習課 副主幹 兼生涯学習係長	遠藤淳君
生涯学習課 生涯学習係主事	小林美優君

職務のための出席者

議会事務局長	遠藤博生
議会事務局幹長 兼庶務係長	杉本亜季
議会事務局事務係主事	高橋優斗

説明のため出席した者

〈内閣府〉

内閣府原子力 災害現地対策 本部副本部長	佐野究一郎君
内閣府原子力 災害現地対策 本部総括班長	樋本諭君
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム企画官	内山弘行君
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム参事官 補佐	渡邊謙君

＜復興庁＞

復興庁移住・
再生環境加速班官 金 谷 雅 也 君
参 事 官

＜環境省 福島地方環境事務所＞

環境省福島地方
環境事務所所長 関 谷 肅 史 君

環境省福島地方
環境事務所次長 細 川 真 宏 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部調整官 西 川 純 子 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境
再生課課長 中 村 祥 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境再生
課専門官 丸之内 美恵子 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課課長 香 田 慎 也 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課課長 小 福 田 大 輔 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課課長 野 口 淳 一 郎 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課課長 太 田 黙 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課専門官 井 原 和 彦 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長
補佐

飯 田 俊 也 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室専門官

熊 本 洋 治 君

〈福島県〉

福島県避難地域
復興課主幹

佐 藤 時 則 君

付議事件

1. 除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等について
2. 帰還困難区域の再生に向けた取組について
3. 富岡町災害復興計画（第三次）の策定に向けた中間報告について
4. 令和6年度第2回リフレ富岡跡地の利活用について
5. 富岡町中期財政計画の策定について
6. 第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（素案）及びパートナーシップ制度について

その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、佐野副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当者の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。
町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、お忙しい中全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、内閣府原子力災害現地対策本部の佐野副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、国、県関係機関の皆さんにもお忙しい中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明を受けるとともに、内閣府及び町からは帰還困難区域の再生に向けた取組についての1件、本町の復興、創生の羅針盤となる長期総合計画の説明といたしまして、第三次富岡町災害復興計画の策定に向けた中間報告についての1件、リフレ富岡跡地の利活用に向けた今後の施設整備に関する説明といたしまして、令和6年度第2回リフレ富岡跡地の利活用についての1件、将来の財政運営の健全化を確保するための目標等を定めた富岡町中期財政計画の策定についての1件、多様性を持って男女が共に活躍できる地域づくりの基本計画に関する説明といたしまして、第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（素案）及びパートナーシップ制度についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆さんのお憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、内閣府の佐野副本部長、環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。
なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いいたします。

初めに、佐野副本部長よりお願ひいたします。

佐野副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（佐野究一郎君） 内閣府原子力災害現地対策本部の副本部長をしております佐野でございます。

東日本大震災、それから東京電力福島第一原子力発電所事故から13年以上経過しておりますけれども、いまだに避難生活が継続しまして、多大なるご不便をおかけしておりますこと、改めておわびを

申し上げます。

本年2月に富岡町特定帰還居住区域復興再生計画が認定されまして、帰還意向のある住民の方々に早期にご帰還いただけるように鋭意取り組んでいるところでございますけれども、政府方針におきましては、住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施をするとされているところであります。本日は町と共同で実施をいたします第2回の帰還意向調査の概要につきましてご説明をさせていただきます。

引き続き富岡町の復興、再生に向けて、町とも緊密に連携をして取り組んでまいりますので、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願ひいたします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 環境省福島地方環境事務所長、関谷でございます。

震災から13年余り、依然として避難を余儀なくされている方々含め、多大なるご迷惑、ご負担をおかけしていること、環境省からも改めておわびを申し上げます。

本日お時間をいただきまして、環境省が富岡町において進めております特定帰還居住区域等の除染、解体、そして仮置場並びに特定廃棄物の埋立処分事業、こうしたことの状況につきましてご説明を差し上げることとしてございます。このうち除染と家屋解体につきましては、現在、本年2月に認定されました特定帰還居住区域復興再生計画に基づきまして、同区域において事業を進めているところでございます。現在、除染及び家屋解体につきましては、そのための特定帰還居住区域（その1）工事において、除染及び家屋解体等進めているところでございますけれども、工事の施工体制の構築に時間がかかったこと並びに関係人のご都合等によって施工が当初の想定よりも遅延している部分がございます。この点につきまして、発注者である環境省としても大変遺憾に思っているところでございます。現在の受注者には厳しく指導を行い、遅れを取り戻すべく取り組んでいるところでございますが、加えて次の次期工事における対応も検討するなど、一日も早い避難指示解除に向けて迅速な除染、解体に全力で取り組む覚悟でございます。

また、昨年4月及び11月に避難指示解除となりました特定復興再生拠点につきましては、おかげさまをもちましておおむね除染は完了しているところでございますけれども、残された箇所につきまして、除染、解体も並行して遅滞なく進めているところでございます。

あわせて、本日は仮置場において、引き続き除染、解体のために活用させていただいているところもございますけれども、返地に向けた取組、あるいは廃棄物につきましては特定廃棄物の埋立処分施設における双葉郡の生活ごみの処分状況等につきまして、併せてご説明をさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いいたします。内閣府、復興庁、環境省、福島県の順にお願いいたします。

樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） 内閣府原子力災害現地対策本部、樋本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの内山と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 渡邊さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（渡邊 謙君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの渡邊と申します。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 金谷さん。

○復興庁移住・生環加速班参事官（金谷雅也君） 復興庁移住・生環加速班、金谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 細川さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（細川真宏君） 福島地方環境事務所次長、細川です。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 西川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（西川絢子君） 環境省福島地方環境事務所調整官をしております西川です。本日よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課において除染と解体を担当してございます、環境再生課長、中村です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課で専門官をしております丸之内と申します。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） 環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課長の香田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所の廃棄物処理施設運営管理室長の小福田と申します。

よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 福島地方環境事務所仮置場対策課の野口と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 勲君） 福島地方環境事務所仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長、井原でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐（飯田俊也君） 環境省富岡分室の飯田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省富岡分室、熊本です。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 佐藤さん。

○福島県避難地域復興課主幹（佐藤時則君） 福島県避難地域復興課主幹の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明をお願ひいたします。

なお、説明は着席のままで結構です。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 改めまして環境省福島地方環境事務所環境再生課の中村でございます。お言葉賜りましたので、着座にて資料を説明させていただきます。

資料1、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてという資料を御覧いただけますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、まず除染・解体工事の状況についてご説明させていただきます。

右肩2ページでございます。特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域の位置図を改めてお示しさせていただいてございます。既にご案内のところかと存じますが、既に昨年4月に解除された特定復興再生拠点区域、また11月30日にいわゆる線拠点、点拠点といったところが解除されてございまして、

現在、本年2月に計画認定なされました特定帰還居住区域を中心に除染、解体を進めているところでございます。一方で、線拠点の部分の外縁に該当する部分は、多くが特定帰還居住区域に含まれているといった状況となってございます点、改めて申し添えさせていただきます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩3ページでございます。特定帰還居住区域の除染、解体の状況について、概況をご説明申し上げます。避難指示解除に向けまして、本年2月の計画認定後、必要な準備、そして実際に除染、解体に着手等しているといった状況になってございます。

まず、家屋解体につきましては、ご申請いただいた上で、それを踏まえて解体を行っていくことになってございますが、計画認定後、直後から受付を開始してございまして、また申請受付が可能である点、広報等で必要な周知を図っているといった状況になってございます。その結果といたしまして、12月10日時点で、現在、特定帰還居住区域全体で186件対応してございまして、うち162件が正式に受付をいたしているといった状況となってございます。こちら先ほど申し上げましたとおり、特定帰還居住区域の中で拠点外縁に該当した部分も含んでございまして、計画認定後からの対応件数といたしましては73件というところになってございまして、うち50件が正式受付しているといった状況となってございます。

また、除染の同意取得でございます。こちら具体的な数字は後ほどご説明申し上げますが、状況といたしましては、まず同意をいただくために事前にそれぞれの関係人の皆様の状況、ご自宅の建物の配置ですとか、もしくは土地の状況等調べさせていただく事前調査を広く実施してございまして、こちらおおむね進んできている状況になってございます。事前調査させていただいたところから同意書の案という形で作成させていただいて、順次関係人の皆様に除染に同意いただけるようお願いをさせていただいているという状況になってございます。

また、そうした同意を受けて、あるいは解体申請を受けて、実際の除染、解体工事も進めてございます。令和5年度、6年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その1）、いわゆるその1工事という工事において、除染と解体作業に着手等しているといった状況になってございます。こちら当初発注数量としては、除染が21ヘクタール、解体50件ということで、いずれも拠点部分を含んだ数字になってございますが、そうした発注してございました。現状といたしましては、11月末時点での除染がおよそ6.3ヘクタールに着手してございまして、その上でさらに着手した上で完了している箇所が追加で1.3ヘクタールということになってございます。

また、解体につきましては、現在3者立会いまで済んでいる箇所で30件、また3者立会い後、既に実際の作業に着手している箇所で9件、その上で最終的に完了している箇所がさらに2件といった状況になってございます。こちら先ほど関谷からもご挨拶の中で触れさせていただきましたとおり、一部、受注者の施工体制の構築の遅延、あるいは関係人の方の例ええば3者立会いや、もしくは内部動産等の運び出し等のご都合等もありまして、施工が当初の予定より遅延が生じているといった状況にな

ってございます。受注者に対しては、施工管理に際して進捗の適正化等指導しているところでございますが、結果的に遅延してしまっている点、発注者としても申し訳なく思ってございます。引き続き現行受注者においては、遅れを取り戻すべく、できる限りの対応を進めている次第でございますが、その点、迅速に除染、解体を進めてまいりますとともに、併せて手をこまねくことなく、そのほかの方法も並行して進めているところでございまして、具体的には次期工事については可能な限り早期に発注して、そうした遅延等を全体として取り戻していくことを想定している次第でございます。

また、一部県道事業と関係する部分について、そうしたところの遅延がないように必ず進めたいと思ってございますし、またそのほか拠点の関係工事において一体不可分な部分については、そうした工事での対応も併せて検討するといったようなところで状況の改善に取り組んでございまして、全体として除染、解体迅速に進むように引き続き指導してまいりたいと思ってございます。

続きまして、右肩4ページでございます。特定帰還居住区域の除染、解体について、数字でお示してございます。解体につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、申請数が162件あるうち、現状98件完了しているといった状況になってございます。また、着工中は4件といった状況になってございます。

除染でございますが、特定帰還居住区域の区域内において、除染対象面積、現在115.5ヘクタールと見込んでございますが、このうち、先ほどご説明申し上げましたが、現在着手しているという状況について、着手のみでまだ完了していない箇所が6.3ヘクタールといったことになってございます。また、既に完了している箇所といたしましては、旧拠点外縁部に該当する箇所で37.8ヘクタール、拠点外縁部以外で1.3ヘクタールというところでございまして、全体として完了した部分の進捗率で申し上げますと約34%といった状況になってございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩5ページでございます。同意取得の状況でございます。現在、特定帰還居住区域の区域内におきまして、環境省で見込んでおります対象となる関係人の数、約392名ほどと考えてございまして、このうち現在302名の方、同意をいただいているといった状況でございます。引き続き同意取得に努めてまいりますが、他のインフラ整備と関係する場所等を優先的に同意取得を進めさせていただければと思ってございますし、そのほか含めて全体的に迅速に同意取得を進めてまいります。

また、特定帰還居住区域自体にも外縁が存在、当然必要な箇所について外縁の除染等対応してまいりますが、外縁で想定しております関係人の方99名おられます、そのうち現在9名の方に同意を頂戴しているといった状況になってございます。

続きまして、右肩6ページでございます。特定復興再生拠点の除染、解体の進捗状況につきましてご説明させていただきます。拠点につきましては、面拠点、それと点・線拠点、そしてその外縁につきましては、おおむね除染を完了してございます。ただ、一部未同意の方の箇所、あるいは引き続き解体の対応を進めている箇所等について、まだ除染を完了していない箇所ございますが、そうした箇

所については迅速に除染を、同意が取れ次第、対応していきたいと思ってございます。

また、一部県事業の補償等の関係で環境省が先に入れない箇所につきましても、そうした調整が完了次第、県や町と連携しながら迅速に、入れるようになり次第、入っていきたいと考えてございます。

また、既に解除されております特定復興再生拠点等においても、当然もし線量等のご懸念ありましたら、状況を確認させていただいて、線量低減可能であればきちんとフォローアップ除染で対応していきたいと考えてございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩7ページでございます。今ほどご説明申し上げました概況でございますが、状況としては拠点区域内の解体、現在983件ご申請いただいてございます。なお、解体につきましては、避難指示解除が昨年4月でございましたが、通常、避難指示解除後1年間は解体申請を受け付けてございましたので、申請受付を本年4月まで行ってございました。その結果、申請をさらにいただいてございまして、現在983件のご申請いただいておりまして、そのうち905件の解体が完了しているといった状況になってございます。

着工中4件と書いてございますが、大変申し訳ありません。一部訂正ございまして、現在着工中は7件になってございます。その点この場を借りて訂正させていただきます。

また、拠点区域内の除染状況でございますが、319ヘクタールのうち98%除染進捗してございます。

また、同意の取得状況でございますが、1,520名中1,503名ということで99%までご同意いただいてございます。引き続きご同意いただけていない方についてもアプローチしつつ、できるだけご同意いただけるように努力してまいりたいと思ってございます。

除染、解体関係、以上になりますが、続けてご説明してよろしければ、仮置場のところの……

○議長（堀本典明君） 続けてお願ひします。

野口課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） ありがとうございます。改めまして、仮置場対策課の野口です。私から同じ資料の9ページ目についてご説明申し上げたいと思います。

9ページ目でございますけれども、地図上で着色してございます色と右の表の中の仮置場の名称のところ、この色を合わせてございますので、そのように見ていただければと思います。

まず、オレンジ色の部分でございますけれども、こちらは原状回復工事終了して、返地済みでございます。

続きまして、黄色の部分で、深谷2、3、4でございます。こちらに関しましては、来年度、令和7年度に撤去、除染に着手する予定でございまして、その後引き続き、その後のプロセスとして、原状回復に順次着手していきたいと考えてございます。

次、緑色の部分でございます。こちら主に土を保管してございますけれども、この中で原状回復のときの客土として使用しようと思っている遮蔽土について、ふるい分けを現在実施中でございます。

一方で、そのような使用予定のない遮蔽土等、これは順次ニーズのあるところに搬出を継続的に進めているというところでございます。

最後、赤で塗っているところでございますけれども、一番下の深谷国有林、こちらに除去土壌ですかと解体廃棄物を保管中でございます。一方で、ほかの赤色の部分でございますけれども、解体廃棄物を保管中でございまして、除去土壌が深谷国有林に入り切れない場合は、赤坂2に保管をすることを想定してございます。一方で、保管物は順次搬出中でございますけれども、そういった状況を見据えながら、できるだけそういった運用状況を工夫しながら、可能な限り空いたところは早期に返地に向けて検討していきたいと思ってございまして、例えば黄色の深谷2、3、4と、あと旧浜街道に挟まれた赤色の部分、こういったところに次は原状回復として手をつけていきたいなど、そのように考えてございます。

仮置場部分については以上になります。

○議長（堀本典明君） 小福田室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） それでは、私から特定廃棄物の状況についてご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、右上11ページを御覧ください。まず、11ページは特定廃棄物埋立処分施設、旧エコテックにおける埋立処分の状況のご報告でございます。昨年11月から生活ごみだけの埋立処分を行っているというところでございますけれども、肃々と埋立処分を行っているという状況でございます。埋立ての実績は、11ページの表に記載しているところでございまして、今年度の令和6年度4月から11月までの実績で申し上げますと、175袋を埋め立てているという状況でございまして、月当たりの数量で申し上げますと20袋ちょっとという状況で、量といたしましては非常に少なくなっている状況でございます。

その次、12ページでございます。生活ごみの埋立てになりましたけれども、モニタリングについては継続して実施しているところでございまして、空間線量率のデータをおつけしているところでございますけれども、空間線量については特段大きな異常等なく、推移しているというところでございます。生活ごみの埋立て、残り3年間、続いてまいりますけれども、引き続きトラブルがないように進めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、おめくりいただきまして14ページを御覧ください。直前、3か月前、前回の全員協議会でご説明させていただきました廃石膏ボードの広域処理の実施結果についてこの場を借りてご報告をさせていただければと考えてございます。運搬の実績といたしましては、大熊町から1,250袋の運搬を行ったというところでございます。運搬の経路でございますけれども、前回この場でご指摘等々いただきまして、浜街道を往復して運搬をさせていただきましたけれども、町境のゲートでスクリーニングを実施した上で運搬を行ったというところでございました。結果については、スクリーニング実施状況のところに記載をさせていただいているとおりでございます。

今後の予定というところでございますけれども、大熊町から搬入した石膏ボードにつきましては、今国有林の仮置場の中で、テントの中で破碎や選別を行っているところでございまして、今年度中に全て搬出を終える予定でございます。現状の見込みといたしましては、1月中には搬出を終える予定なのかなと考えているところでございます。次年度も安全対策を徹底した上で、広域処理を実施したいなと考えているところでございます。

その次をおめくりいただきまして、その次が、先ほどは大熊町から持ってくるほうでございましたけれども、今度は富岡町の仮置場から出すほうの話になってまいります。クリーンセンターふたばへの搬出についてというところでございます。現状、富岡町内の解体で発生した廃棄物につきましては、国有林の仮置場に設置している不燃物の封入施設によってフレコンに詰める作業を行っているところでございます。実際のものは、右下の写真、右下に掲載されている角形のフレコンに廃棄物を詰める作業を行っているところでございます。今年の2月にも1回運搬を行いました、その後また廃棄物がたまってまいりましたので、年が明けてからにはなりますけれども、運搬をまた行いたいなと考えているところでございます。

おめくりいただきまして、17ページでございます。運搬先につきましては、クリーンセンターふたば、広域圏組合の最終処分場でございます。運搬の時期、あと運搬数量でございますけれども、若干時期の前後や数量の増減はございますけれども、記載のとおり今予定しているというところでございます。運搬の台数でございますけれども、10トンダンプで1日当たり12台程度を想定しているというところでございます。運搬の経路でございますけれども、先ほど直前にご説明させていただきました石膏ボードと全く同じ運用にさせていただく予定で考えているところでございまして、浜街道を往復した上で、町境のゲートのところでスクリーニングを実施するというやり方で考えているところでございます。

クリーンセンターふたばへの搬出は以上でございまして、最後、特定廃棄物埋立情報館、リップルンふくしまについてのご報告でございます。一番最後のページ、19ページを御覧ください。こちらは、リップルンふくしまで直近で参加させていただいたイベントであるとか、開催したイベントについてご紹介させていただいているところでございます。簡単ではございますけれども、どれくらいの方が来場されたということをご紹介させていただきますと、例えば左上のいわきふれあいフェスタであれば50名ちょっとの方にご来訪いただいたところでございます。あと秋祭りであれば100名近くの方にご来場いただいたというところでございます。あとインターン生については、1名のインターン生を受け入れさせていただいたというところでございまして、あと最後、右下の交流サロンのところでございますけれども、こちらは定期的に開催しているところでございますけれども、毎回10名ちょっとの方にご来場いただいているというところでございます。

環境省からの説明は以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑ある方いらっしゃらないでしょうか。全部まとめて結構です。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

先ほどの説明の中で、解体、除染について大分遅れているという話はあったのですけれども、3ページの説明の中で、今現在終わったところはここまでですというはあるのですが、今後何年か後に面的除染、解除も含めて、全体工程というか、全体に対してこれだけ遅れていますというのが見えないので、そういう部分の工程管理をしっかりと含めていただいて、あと遅れているその原因と対策についてしっかりと分析をしていかなくてはならないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。

まず、工程が本件工事で当初の予定どおりに進められていない点、改めて申し訳ないと思ってございます。全体の工程でございますが、そうした意味で今現在、除染あるいは解体を、除染は同意取得を進めながら、解体は申請を受け付けながらというところございまして、例えば全部でいつまでに終わるのかみたいなところを今明確にお示しできていない点、申し訳ないと思ってございます。

一方で、今想定しております除染の区域内の対象面積につきましては、4ページでお示しましたとおり、約116ヘクタールございまして、このうち拠点外縁部を含めておよそ34%まで完了しているといった状況でございます。このほか、ここに入っていない面積として、区域の外縁に該当する部分が別途ございまして、そちらについても併せて対応していくということで考えてございます。一方で、現在のその1工事の発注数量としては、先ほど御覧いただいた21ヘクタール、あるいは解体であれば50件といったところに比べて、今の完了ベースでいうと1.3ヘクタールまで、解体でいうと現在2件までの完了となっている点、現在、当初発注数量に比べてどうしても遅延しているといった状況でございます。2点目のご指摘に關係いたしますが、1つはやはり今回実際に契約してから、規模が大きく、施工体制構築するのに少し受注者が時間がかかってしまった点あったかと思ってございます。一方で、その後、やはり実際に解体をするに際しては、関係人の方を含めた受注者、環境省、そして関係人の方の3者で立ち会って、必要な場合はそのときにご相談したところを踏まえて、内部動産持ち出しどと、賠償等の調整をさせていただいた上で、具体的な着手に入っていくという流れでございましたが、日程調整、あるいはその後の対応等で少し時間もかかってしまった結果、現在、工期としてはまだ来年3月までではあるものの、現時点において想定される数量が少し、全体見たときに当初の想定に到達していないといった状況となってございます。この点、受注者も施工体制の構築を大分進めてございまして、現在は下請とも調整させていただきながら、班数も増やして対応してございまして、こうした中で遅れをできるだけ取り戻していくということを考えてございます。実際に作業班としても当初に比べて多く入っている状況になってございます。また、あわせて、こうした

点のみならず、次の工事についてもできるだけ迅速に発注をする、逆に言うとそれを踏まえて制度の許す範囲でできるだけ迅速に契約をして適切に、次期工事においても、実施について想定する規模、さらに大きな規模でカバーして、全体の除染や解体の進捗遅れ等発生しないように対応していきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

説明の中で、遅れている原因等のところをしっかりと潰していくということが大事だと思いますし、あとは数字だけではなくて、やっぱり工程をしっかりと、全体工程と、あとは年間このくらいの件数、あと平米数やっていかなくてはならないというものがあると思いますので、そういういた管理をしっかりとやっていただきて、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 答弁は求めますか、4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） いいです。

○議長（堀本典明君） 大丈夫ですか。

○4番（佐藤啓憲君） はい。

○議長（堀本典明君） 分かりました。要望ということでお願いいたします。

ほかにご質問ございませんか。ないですか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） これ質問というよりお願いなのですけれども、今回のその1工事に関してはまだ完了物件が少ないものですから、線量的にどれだけ低減しているか、その辺まだ調査していないから分からぬと思うのです。ただ、特定復興再生拠点区域とか、今までやった除染の中でどうしてもやっぱり線量が高い部分が出ていると。その線量が高い部分は、比較的、木、森林、宅地についている、要は簡単に言うと居久根です。宅地周りというのはほとんど、地番は山林とかいろいろありますけれども、居久根として考えた場合には、どうしてもそこはきちんと除染してもらわなくてはならないと、線量低減していただきたいという考え方持っているものですから、そうなってくると地権者が木の伐採を許してくれるのであれば、木を伐採して根っこを起こすのが一番線量低減につながるのかなと思っているのです。今までもそういったケースであれば、木を伐採して木の根っこを起こせば線量はかなり低減していくのです。そういう部分で、今帰還居住区域に入ってきたわけですが、居住区域は大分線量が高いのですで、そういう問題今からいっぱい出てくるのかなと思うのです。そうした場合に、ではどうするのだというと、環境省のマニュアルはきちんと決まっていると思いますので、ただマニュアルにこだわらず、目的は何だということを考えれば線量低減だと思うのです。必死になって建てた家とか、必死になって造り上げた宅地を全て更地に戻すわけですから、地権者の意向を酌んで、できるだけ線量低減に努めていただきたいと。そうなってきた場合には、やっぱり木を伐採し

て根っこを起こすのが一番いいのかなと私は考えるのです。環境省ではどう考えているか。費用対効果とか、いろいろあろうかと思いますが、費用対効果だけではなくて、やっぱり線量低減だということで、地権者が許すのであれば線量低減させるためにできるだけ木は伐採していただきたいと、そういうふうな思いあるのですが、試験的にやってみるのも一つの方法かと思うので、そういう部分、費用対効果とかいろいろな部分で出すために、試験的に許される限り伐採してやっていただきたいと思うのです。そういう試みも1つ必要なのかなと思いますので、今後そういう方向でできるかどうか、ひとつご検討願いたいということです。

○議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘、またご提案ありがとうございます。

まず、いただいたお話で、今いわゆる居久根といいましょうか、屋敷林のところを含めた森についての対応についてどうかというところでございますが、例えば森あるいは木といいましょうか、森林部分についてでいうと、現状はおっしゃるとおりで、どうしても土砂の流出等ないかというところですとか、もしくは機能保全といったところもあって、森林の、原則としては堆積物除去や残渣除去しつつ、一方で、おっしゃるとおり線量が高い箇所については、こうした森林機能の劣化や土砂流出ができる限りないようにした範囲で、例えばフォローアップの除染として木を残しながら根っこ部分を傷めないようにといった形で、表土の剥ぎもフォローアップという形でさせていただいている次第でございまして、その際には実際に、施工に際して施工業者にも大分ご苦心もいただいて、機能維持をしつつということでお力添えをいただいている次第でございます。また、その上でご提案の、そういう意味で木を伐採して、もちろん地権者の了解があれば木を伐採してしまえば、ある種根っこを痛めないようにといった点を少し超えて表土を取っていくと。そうすると、より施工上もうまくいくし、線量低減が進むのではないかといったご提案かなと受け止めましたけれども、その点確かに、今まで基本的にはご地元の地目として、あるいは森林や、もしくは位置づけとして屋敷林とあるところを維持した上での除染を進めておったところありますと、こうしたところは引き続き意識する必要があろうかと思ってございますが、ただ例えば試験的にどういった形で可能かと。実際に線量低減等をする上で有効な方法として、あるいは今まで確認してきた土砂の流出ですとか、こうした機能も見つつ、全体としてどのように進めていくかというところを、試験的に対応を検討するといったところまで内部で相談させていただいて、どのようなことが可能か検討したいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。検討していただけるということな物ですから、よろしくお願ひします。

それで、今までの除染を見ますと、最初から言っていますけれども、宅地から20メートル、森林でも何でも宅地から20メートルは除染しますよと、宅地に対して線量低減しますよということでやって

きましたが、今そういうルールは逆になくなってしまったのかなという感じなのです。だから、そういうルールも捉えながら、宅地から20メートルはできるだけ木を切って、切れるのであれば切って線量を下げると。ただ、今中村課長が再三言っているように、土砂流出するような場所に関しては当然そういうことはできないと思うので、その辺を踏まえてぜひ線量低減に努めてもらいたいと、私はそういう思いなのです。

完了引渡し時のお願いもあるのですけれども、完了引渡しのときにどうしても持ち主、いろいろ勉強して線量に敏感になっている人はいろいろ、0.5とか0.4まで何でかんで下げろって言ってごねている人も中にはいると思うのです。全然興味ない人が引渡しを受けるときに、宅地に来て、ただきれいになっているから、ああ、きれいになったな、下がったなというイメージで判こ押してしまっているケースもあるのです。だから、それは環境省が悪いわけでもないし、悪いのは誰だといったら本人なのです。持ち主なのです。ただ、持ち主は、私も同じですけれども、セシウムとか放射能なんて全く無知なところで生きてきましたので、分からぬから、当然きれいにならなければ判こ押してしまうケースがあるのです。そういうものを防ぐのに、やっぱり町でも完了引渡しのときには誰か立ち会って、線量をきちんと確認して、相談しながら完了の引渡しを受けるようにしていただきたいというのが私のお願い。やっぱり町民を守るのは行政しかないですから、ぜひその辺できるかどうか今後検討してみてください。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 引渡しの際、これまでなかなかそういったことに対応していなかつたという部分で、所有者様がそういった不審に思われるという、よく理解されないというか、そういった場面が生まれているとすれば、人員の関係もございますけれども、そういったことに可能な限り対応して、そういった不安等ないように、両者の考え方ということで、町もそういったところに入るような形で努力したいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。まず、森林ですが、おっしゃるとおりで、当然に例えば宅地ですとか、そうしたところの線量低減をするという観点で必要なことはきちんと対応していきたいと思ってございますし、そのときに当然林縁の20メートルということは、引き続き我々も認識した上で対応をしてございます。また、そのときにどのような方法、例えば伐採してというところも含めて、どのような形で行うのが一番線量低減した上で、かつその地域の状況に合うかというところは、先ほどご提案いただいた試験的に行うというところを含めて検討させていただければと思ってございます。

また、個々の土地の引渡しに際しての件、我々でもなかなか全ての場所にということは難しいところもございますが、一方で、全体の状況ですとか、あるいは個々に問題に、課題になりそうなところ

については、隨時町役場の皆様ともご相談させていただいて、逆に役場の皆様からも厳しいご指摘もいただきながら一つ一つ対応しております、その点引き続き、やはりおっしゃるとおり様々な住民の方がおられる中で、きちんとした形で公平に、最後にご納得いただけるような形で線量低減を進めていきたいと思ってございますので、引き続きご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。いろいろ要望しましたが、いろいろ検討してもらって、いい方向に進めてもらえばありがたいなと思います。また、町でもできるだけ立ち会えるようにしますよという答え得ましたので、よろしく今後ともお願ひして、私の質問終わります。

○議長（堀本典明君） 私からも1点。

今9番議員からあった、だんだん線量の高いところに除染移っていっているわけでありますから、今までの決まったルールの中でやるのももちろん必要だと思うのですが、その中でプラスアルファで伐採であるとか抜根をして機械を入れて表土を剥いだ場合に、逆に施工日数が少なくなって費用対効果が上がったと、それで線量も下がるというのであれば、ぜひそういった工法をもう一度検討していただきたいなと思っておりますので、その辺り今ご検討いただくというご答弁いただきました。所長にもその辺あたりご答弁いただけするとありがたいのですが、いかがでしょうか。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 本日ご指摘をいただきました点、特に今議長からもお話をございました。特に線量が比較的高いところは今後多く見られるのではないかということを踏まえまして、居久根の伐採あるいは抜根という話もございましたので、そういったところ、私どももこれまでの手法にプラスして何ができるのかというところは少し勉強させていただいて、皆様にご安心していただけるようなことが何ができるかしっかりと検討させていただきたいと思ってございます。お願ひいたします。

○議長（堀本典明君） よろしくお願ひいたします。

ほかにご質問ございますか。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） まず、佐野副本部長の挨拶の中にもあったのですが、帰還困難区域、町内の避難している方の意向調査を、すぐ帰町するか判断できないような人がまだいるということで、今後も複数回、意向調査を実施する旨のお話をありました。それはそれで置いておいて、関連するのですが、4番議員が質問しましたが、除染、解体の事業の進捗、施工体制の構築に時間を要したという遅れている理由の中で、先ほど来より何度もこの話は出てきています。その中で、遅れているその責任の所在というのが何か私はいまいちはっきり読み取れないのです。こういう事態が、事業が遅れていいくということは、特に町の執行部はじめ、町としては一人でも帰町者を増やしたいと日々努力している中で、こういう除染、解体の事業の遅れが、副本部長の挨拶の中にあった、すぐ帰町するか判断で

きない人の足かせになっていくと思うのです、そういう小さなことの積み重ね、という認識なのかどうか、私は皆さんの考え方が、環境省はじめ、内閣府の人の考え方は分かりませんが、除染、解体の事業が遅れている、こここの全協の中で「すみません」ということで終わってしまっているような気が、本当にこの責任の重さ、責任の所在ってどこにあるのかというのを考えた上でのお話なのかなと感じてならないのです。ですから、もう一度、各論になりますが、遅れている理由、きっと、確かに長い目で、今後こういうことのないようにということでお話はされていますが、何か本当に責任の重さを感じた上での答弁なのか、私は理解に苦します。その辺もう一度ご説明お願ひします。

○議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘賜りました。まずもって、除染の、あるいは解体が当初の想定に比べて進捗が伸びていない点につきまして、改めておわび申し上げたいと思ってございます。この点、当然に除染、解体を進める立場の環境省として、発注者としての責任があると思ってございまして、そこはきちんと対応を講じて、全体として遅れがないような形に対応していきたいと思っている次第でございます。

まず、現在遅延が生じた点について申し上げますと、契約後に受注者において施工の体制を構築して、その後、実際除染、解体作業に入っていくというところになりますけれども、施工体制の構築に際して、多くの下請、あるいは作業班数そろえられる状態になるのに少しどうしても時間がかかってしまったという点、また特に解体等について施工に向けて現場に入っていく前に、関係人の方とまず調整させていただいた上で立会い等を実施して、その上でご理解をいただいた上で解体を進めていく。その前に内部動産等をお持ち出しいただいたり、もしくは関係するご調整を進めていただくという中で、少し日程調整や、あるいはその後の持ち出しにかかる時間等あって、当初の想定どおりになかなか作業に入つていけなかつたと、そういうところが原因として考えられる次第でございます。一方で、例えばなかなか3者立会いにお立ち会いをいただくのは難しいといった点も、もとをたどりますと、やはり震災から時間がたつてしまつた結果、なかなか簡単には、ご地元にお立ち会いいただくのが難しいといったケースであつたり、そうした点を含めて、環境省としてお待たせてしまつていう点、強く申し訳ないという思いでございますし、我々の除染や解体が進まないとなかなか避難指示解除、そしてお戻りいただくという状況につながらないという点は、我々としても真摯に受け止めておりまして、その点も本当に申し訳ないと考えてございます。謝ればよいということでないのもよくよく認識してございまして、受注者にも施工体制構築するように我々で強く指導してございまして、実際に作業班も今の時点では当初に比べて多く増えている状況で、除染あるいは解体も進めているという状況でございますし、またそれも見越しつつも、次の工事をできるだけ早期に発注し、また現行工事の遅れ分取り戻せるような規模で発注を想定してございまして、もちろん制度が許す範囲ということになりますが、その中でできるだけ迅速にカバーしていくことで、様々な手段を同時に講じて、施工の遅れを取り戻していくということを想定している次第でございます。当然環境省が除

染と解体を進めていくということでございますので、その点我々に責任があると思ってございますし、今回の遅れを取り戻すようにするのも環境省の務めと思っておりますので、その点きちんと前に進むように全力を尽くしていきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 5番議員。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございました。

発注する段階で、受注者との協議の中で期限を切って、ここまでには完成、竣工というのか、終了してくださいという全体的な計画とかタイムテーブルというのは、契約の段階でなされているはずですね。それで、当然やってしかるべきというのが契約だと思います。契約という言い方するのかどうか分かりませんが、環境省が除染、解体を発注するに当たって、その中できちっとしたお話をなされているわけだと思いますが、その段階での結局見立てが甘いというか、受注者の企業選択、よく分からぬいけれども、受注業者をあまりにも信用し過ぎていて、終わる前提で、できますよねと、その辺の見立てが甘いのではないかなど。その辺きちっとお尻を切ったというか、その辺の判断が、認識が甘いのではないかなど、私はそう思います。それこそ、例えば民間であれば本当にペナルティーが発生してもいいのではないかなど、中村さんだってここで言われたくもない話をがあがあ、があがあ言われていたって、民間だったらそれこそ何らかのペナルティー発生してもおかしくないのではないかなど、私は今のお話を聞いていて思っています。

あと最後に、遅れを取り戻すために今後協議して頑張りますみたいなお話がありましたが、遅れないできちっと期日内に除染、解体終了するのでしょうか。そのことだけははっきり答弁願います。

○議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、実際に契約後、当然おっしゃるとおりで、施工計画を出してもらった上で、その上で工期内に当初数量が終わることを前提に工程管理をしておる次第でございます。そうした意味で、今の時点ではまだ工期末を迎えてはいない状況ではございますが、現在の施工状況から当初より遅延しているということを確認させていただいたというところで、ただ一方で、見立てが甘かったのではないかというご指摘については、そこはもうごもっともといいましょうか、実際に当初の予定どおり進められていないという点については、申し訳ない限りでございまして、そこは施工管理を徹底していって進めていきたいと思ってございます。

また、そういう意味で、本件工事、できる限り除染や解体進めて、当初発注分についてきちんと対応していきたいと思ってございますが、一方で、今の状況で全てを完全に、本件工事で対応し切れるかというところは、まさに今の時点で遅れが生じていて、作業班増えているという状況の中ではあっても、やはり今後に向けて実際に進めていく中で状況をきちんと確認して、できる限り対応していきたいと思ってございます。一方で、最終的にきちんと除染や解体について対応できるようにという意味で、次の工事においてもその点あらかじめどういう状況であってもきちんと対応できるように発注

も進めていきたいと思ってございますし、もし施工できない部分が実際発生するということであれば、当然本件工事においての施工できない分については、それを前提に受注者においては対応を求める事になると思ってございますし、いずれにしても本件工事でできるだけ進めるというところと、あと次の工事でその分を最初から見込んでカバーして対応していくという形で、全体の施工が絶対遅延しないような形で、環境省としては富岡町における除染と解体を遅れないように進めていくということを検討したいと、検討というか、そのようにちゃんとやっていきたいと考えている次第でございます。

○議長（堀本典明君） 関谷所長、遅れ、前回もあって、今回このような状況になっていて、前回の全協のときも今回遅れていますというお話をあって、その中で取り戻せていないのではないかという思いが強いと思うのです。その辺りを含めてご答弁いただけたとありがたいのですが。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 重ね重ね本当に申し訳ございません。今議長からご指摘あった拠点の工事の際も、当時と今回、少し状況は違いますけれども、いずれにしても遅れが生じたということで大変申し訳なく思っております。今議員からご指摘あった責任の所在といいますか、につきましては幾つか要因という意味で申し上げたところはございますけれども、やはり発注者としての私たちの監督というところが十分行き渡っていなかったというところございますので、ご指摘を重く受け止めさせていただき、また今後こういったことが生じないように、何ができるかしっかりとその場、その場の状況判断を的確にしていきたいと思ってございます。具体的に今現在の工事につきましても、正直申し上げまして、契約以降、度々私自身も事業者に対して指導し、施工体制の確認を求めておったところですが、今回こういうことになってしまっております。今現時点で作業班が少し増えてきたというお話を申し上げたのも、ようやくその中で具体的な工程が出てきたというところはございますので、今後はそれをしっかりと履行させていくというところは、私たちも進捗管理の体制もしっかりと取った上でやっていきたい。そういうことを重ねることで、またここで、こういった状況を生じさせた私たちの責任、またそういった進捗管理、それをまたしっかりとご報告をして、最初に議員からご指摘あったような帰町の判断をまだされていない方々にご不安を与えることのないように、しっかりと進めていくというのが私たちの責任だと思ってございますので、今後対応していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 5番議員。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。

最後の関谷所長の挨拶の中で、事業の進捗遅れが帰町者の意向に負に、マイナスの作用をしないようにというお話をありました。それを聞いて、一応この場は納得できるかなと思いますが、その辺とにかく富岡町に戻ろうと考える町民が一人でも増えること、または移住、定住に関してもそうですが、町民が一人でも増えるような施策、事業を展開しているわけですから、決してその足を引っ張るようなことのないように、よろしくお願ひしておきます。

○議長（堀本典明君） 要望でよろしいでしょうか。

○5番（渡辺正道君） はい、結構です。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

そのほか質問ございますか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） これ指摘とか何かでなく、今まで質問者に対する答弁聞いていて、肝腎要言わないのかなと思って。遅れた分、その2工事、今から発注するやつで挽回するのは理解できます。ただし、実行に移すことは不可能でしょう。何でか。浪江町で死亡事故出した大成、直近でその2工事を発注して、受注した安藤ハザマが140億円の受注だと思うのだけれども、そのほか大熊町、双葉町の、今現在、3月工期になるか、次年度繰越しまでの現場が何個あるのか、そこまでは調べてはこなかったのだけれども、安藤ハザマのやつだって、浪江町しつちやかめつちやかだと思うし、1次、2次、3次の下請、これだけ、富岡町の、今の答弁を実行に移すに対して人を集められるかな、元請がどこになろうとも。そうなったとき、他県からのゼネコンの協力企業体がわんさか入れば対応はできると思うけれども、今度戻ってきている人らに対して交通の妨げ、不安、いろんな諸々が出てくるわけ。輸送の面でなるべくここ通らないようにこうしてもらえませんかという質疑応答は今まで何回もやっていますよね。総体的に考えて、今環境省なら環境省で発注しているやつを十二分理解した答弁してくれないと、その2工事を発注したときまた同じことになりますよ。それだけ指摘しておきます。その上でしっかりした富岡町の全町解除までの工程表、2029年12月31日というのは国で決めているわけなのだから、町長も分かっていると思うし、何回か私からも言っているし、国は国の工程表、町は町でつくっていると思うのだけれども、まだ資料としては出てきていないけれども、それ以上のことは言わないから、せめて今言ったやつもう一度精査した上で、しっかりした答弁できるようお願いしておきます。悪いのは、環境省とか復興庁とか関係する省庁よりも、受注した元請業者の契約に対するモラル。これをああでもない、こうでもないって聞いている発注者も悪い。建設業法からいえば、伝家の宝刀を切ることだってできたと思うから、それだけ言っております。答弁は要りません。

○議長（堀本典明君） そのようなご要望ありました。今ほどご答弁いただいている中で、工程調整してというお話があったと、それが本当に可能かどうかというのをもう一度しっかりと見詰め直してというか、ご確認いただきながら、調整していただく方向でやっていかなければいけないのでしょうけれども、そのときに町民に迷惑がかからないようなところまで考えていただいた発注をしていただきたいというご意見だと思いますので、しっかり受け止めて、今後、発注、その他に結びつけていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 2ページの黄色い部分、特定復興再生拠点区域、これ去年の4月解除になつ

ているのですけれども、もう早々とセイタカアワダチソウとかススキとか繁茂して原野になってしまっているの。やはりこれ所有者責任だから、環境省責任ではないのだけれども、ただもう解除したから環境省関係ないですよではなくて、ここ夜の森地区というのは町外から桜まつりで人が訪れたり、そういったときに周りが原野だと、原っぱでお祭りやっているのかなという感覚になってしまふし、先ほど帰還とか移住とか言いましたけれども、できるだけそういった人たちの妨げにならないように、やはり帰還しよう、移住しようとしたときに、隣地に例えば2メートルもあるようなススキが植わっていたのでは、感じが悪いというか、景観上の問題もあるかもしれませんけれども、もう解除になつたら被災者に寄り添わないのでではなくて、解除してから何年間かは国もこれは協力するよと。地権者が何もしないのに協力してくださいと、これは言いません。ただ、地権者も80代だつたり、自分の土地がそこにあるから、町から言われたから戻って、ビーバーで草刈ったり、そんなことできない体力の人もいるので、かといって毎年業者を頼んで、1年に1回でも草刈り頼むとなれば経済的な負担も結構な金額になるのです。そういうことを考えたときに、やっぱり国とか、あと広域、広域は南双葉で恐らく来春くらいから、焼却炉というのかな、それが再開すると思うので、持ってくれれば燃やしてくれるのか、または解除したとはいえ放射性廃棄物だから燃やせないよというのか、その辺は分かりませんけれども、国、広域、町、あとは地権者、こういったのが寄り添いながら何とか解決できないかなと思うのですが、国も協力してもらいたいと思うのだけれども、その辺の考え方教えてください。

○議長（堀本典明君）　内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君）　ご指摘ありがとうございます。内閣府原子力被災者生活支援チームの内山でございます。

まさにご指摘をいただきました件、解除された区域について、もう既に草木が繁茂してしまっている状態であると、帰還意向を損ねるのではないかといったご指摘かと思っております。議員ご説明のとおり、解除された区域につきましては、基本的には土地の管理ということにつきましては所有者ご自身において対応いただくということが基本ではありますけれども、一方で、そういった草木が繁茂している状況であるということで、例えば出火のおそれがあるとか、そういったような広域的な必要性があるといった場合にはどういったことができるか、国でも一部支援メニューなどもあるところでございます。そういうものの活用も含めて、長期的にどうやって管理をしていくかといったことは大きな課題だと思っておりますので、町の皆さんともよくご相談させていただいて、必要な対応について取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君）　1番議員。

○1番（安藤正純君）　ありがとうございます。

検討してくれるということで、ただこれ緊急を要しているのです。前向きに検討しますとかということで何年もかかったのではしようがないし、草木はどんどん、どんどん春先になればまた生えてく

るし、確かに移住、帰還だけではなくて、桜まつりで町外から来る方々にも、何だ、ここはとなってしまうし、もう地権者は太陽光業者に売ってしまうかなと、そういう人も出てきているので、町の中の旧住宅地だったところが太陽光だらけになってしまうのもどうなのかなと。自分でもう管理できないから、そういうような考え方の人も出てきていますから、少しでも早く、内閣府どう考えているか分からぬけれども、私もこの地区の人間だったのですけれども、 $0.5\mu\text{Sv}$ とか $0.6\mu\text{Sv}$ で解除しているので、私たちが求めていた $0.23\mu\text{Sv}$ というか、年間 1mSv の状態ではないので、だからこれ放射性廃棄物の疑いもあるから、ススキなんかも、そういうものの考えれば、やはりそこら辺に刈りっ放し状態ではなくて、未来永劫ずっとやってくれではないから、何年間かは、隣の特定帰還居住区域が解除になるくらいまで、環境省がずっと富岡町に関係しているのであれば、その辺くらいまででも結構ですから、広域とか町とかと相談しながら、地権者は刈るところまでやってくださいよと、あとはこっちで処分しますからとか、役割分担も含めて何か検討してもらいたい。ということでもう一度お願いします。

○議長（堀本典明君）　内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君）　ご指摘ありがとうございます。

まさにご指摘の状況、あると理解しております。実際に1度や2度だけではなくて、中長期的に、持続的に、きちんと土地が管理をされて、必要な除草などがなされていると、そういうような状況にしていくためにどうしたらいいかということを考えるというご指摘かと思っております。そういう意味では、国の支援というところも、どこまでやれるかというところは正直あるところありますけれども、しっかり長い目で見て、どうやってやつたらいいのか、ご指摘のあった広域的な対応も含めて、関係機関と復興庁、環境省、あるいは東京電力を含めて、関係機関と、あと町とよく、どうやつたら持続可能な対応ができるのかというところをしっかり検討して、うまく対応できるように考えていきたいと思ってございます。

○議長（堀本典明君）　そのほか質問ございませんか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君）　今の質問に絡むのですが、お願い点と理解していただきたいのですけれども、今の2ページの特定帰還居住区域、道路は通れるのですけれども、おののの家にはまだ入るのに許可をいただく地域なのですが、最近点と線で、今解体、除染、一部やっているところはいいのですが、それ以外の道路、または細い道路については、先ほど言ったように草もそうなのですけれども、枝が出て多少、車が擦れ違うにしても、そういう面で困難な場所が結構あるように見えます。特に私、土日行ったりするので、そうすると最近数台、何人か入ってくるに当たって、作業の車はいなくても、通るのに一般の方が走行しづらいなと。作業員の方もそうだと思うのですけれども、分かる点については、これお願いなのですが、そういうのも含めて、除草、または通りやすいように確保していただくのも、まずこの区域はまだ環境省の管理下だと思うので、そういうのもやっていただくのも1つだ

と思うので、これお願ひなのですけれども、考えていただけますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 道路管理者の責任になるのかなと思うのですが、どうでしょうね。県道もありますし……

〔何事か言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ありがとうございます。

困難区域、特定帰還居住区域内の道路であっても、道路については道路管理者の責任ということになつておりますので、町道に関してはきちんと町でも確認して、そういうところをチェックして対応していきたいと思います。また、中には県道も走っていますので、県の管理者とも調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） ほかに質問大丈夫ですか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 先ほど副議長が言った質問の関連なのですけれども、全く私もそう感じているのです。町の議会の中とか委員会でも、何回もこの件は指摘しているのですけれども、エコテックの協力金60億円の中で刈れないか、まで言っているのです。そこまで言ってもなかなか町では腰上げられないということで、被災者支援チームですか、今の回答だと逃げの回答にしか聞こえないです。町と相談してといつても、町はもう何回も私言っていますし、それで再三言う中で、町も苦肉の策で草刈り機を準備したり、手押しのいろんな、ビーバーとか、そういう機械式の草刈り機も準備したりして民間に貸し出すような、苦肉の策をやっているのです。非常にありがたい政策やっているのかなと思うのですが、それに追い打ちのように町と相談して検討するというのは逃げの言葉だと思うのですが、やっぱりそういう逃げの言葉はあまり出さないで、できないものはできない、できるものはできる。我々、検討してくれるということは、やってくれるものだと取りますから、どっちで取っていいのですか。その辺答えてみてください。

○議長（堀本典明君） 内山さん、どうぞ。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘ありがとうございます。回答がはっきりせずに、誠に申し訳ございません。

一方で、まずこの場ではっきりできる、できないと申し上げることはなかなか難しいところがございまして、ですので本当に何ができるかというのは、すみません、繰り返しになつてしまつのですけれども、町の皆さんであつたり、あとは復興庁含む関係機関と相談させていただいて、検討させていただきたいと思います。すみません、これ以上回答ができます、申し訳ございません。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

当然やっぱりそういう答えにならざるを得ないのかなとは私思っているのですが、きつい言葉で言わせてもらいましたが、我々は期待してしまうのです。私、町にも、町行政で持っている土地をしっかり管理しないで、民間の隣近所から草が生えているって苦情来て、町に苦情入ってきますので、そこに電話入れて、何とか刈ってくれませんかとまで町ではお願ひしているのです。そこに相談持ち込まれても、なかなかできる案件ではないと思っていますので、やっぱりこういう席ではきっとできる、できないはっきりしてもらわないと、我々期待持ってしまいますので、困ってしまうのです。その辺十分持ち帰って、ここの場でどこまで答弁していいのか、しっかり検討していただきたいと。その検討ができないのであれば、この場でしっかりと答弁できる人に来てもらいたいと、ぜひそういうふうなお願いをしておきます。

○議長（堀本典明君） この問題、当町だけの問題ではないと思います。原子力発電所で避難した地域全て、皆さん同じ問題抱えていると思いますので、皆さんからも同じようなご要望あると思うのです。うちからもこのように厳しいご意見出ましたので、しっかりご検討いただいて、町もその辺りしっかり詰めていただけるように、できれば早めにご返答いただければと思いますので、よろしくお願ひしておきます。

そのほか質問ございませんか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） 総務課長に聞きます。

先ほどエコテックの楢葉町と富岡町が60億円、40億円の、富岡町の60億円の残金幾ら。大きい声で言って。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 令和5年度末で約36億円になっております。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを終わります。

ここで説明者入替えのため、5分間、27分まで休議いたします。

休 議 (午前11時22分)

再 開 (午前11時28分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件2、帰還困難区域の再生に向けた取組についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） それでは、企画課より、2、帰還困難区域の再生に向けた取組について、大きく2点お話しさせていただきます。

資料は、右上、全員協議会資料2-1となります。町では、先ほど環境省での説明もございましたが、特定帰還居住区域内の除染活動も始まっておりますが、町内全域の避難指示解除のため、残された課題とされている諸問題の解決に向けて国との協議を続けておりますが、両地区にお住まいであった皆さん、一人でも多くの方の帰還希望につながるよう、そして生活圏とみなされる区域そのものを広げられるような取組を積極的に進めていきたいと考えております。そのため、2回目の帰還意向調査を実施するとともに、両地区の皆さんと一緒に進んでいくためにも、本制度の理解促進と様々なご意見を伺うべく、現在も続けております意見交換会の6回目の開催を予定しております。

資料には、1、第2回帰還意向調査の実施、そして2、第6回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会の開催として掲載しておりますが、この2点につきまして、町、内閣府から詳細を説明させていただきます。説明は、課長補佐から始めさせていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） それでは、全員協議会資料2-1を御覧ください。大きな1番、第2回帰還意向調査の実施につきまして、(1)、趣旨・目的は、特定帰還居住区域の対象外であります帰還意向のある方々の生活圏以外の箇所、いわゆる国で政府としての残された課題と言っているところでございます。こちらにつきまして、町は地元の意向を十分に踏まえた具体方針を速やかに示すことをこれまで再三にわたって国に要望してきておりまして、これは今後も継続してまいります。このたび、これと並行して、避難指示解除の根幹であります除染や建物解体の対象となる特定帰還居住区域の追加設定にも取り組みたいと考えまして、内閣府と合同で第2回帰還意向調査を実施するものでございます。

(2)、調査の概要につきまして、まず①、調査の対象は第1回の調査で帰還意向ありと回答しなかった世帯、具体には保留、帰還意向なし、未回答だった世帯といたします。参考に数字を申し上げます。第1回帰還意向調査の対象総数が244世帯、回答いただきましたのが187世帯、帰還意向あり、92世帯、保留、49世帯、帰還意向なし、46世帯、未回答、57世帯。保留の49、帰還意向なしの46、未回答の57、合計152世帯を今回の対象といたします。

②番、調査の期間は、第1回のときと同じように、年末年始にご家族や親族の皆様で話し合っていただけるよう、今月下旬から年明け2月末までと考えてございます。

③、調査の詳細につきましては、全員協議会資料2-2で内閣府から説明をいたします。

○議長（堀本典明君） 内山企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 改めまして、内閣府原子力被災者生活支援チームの内山です。着座にて失礼します。

全員協議会資料2-2というものを御覧ください。第2回帰還意向調査の実施についてということ

でございます。まず、1ポツの概要のところでございますけれども、先ほど町から説明のとおり、第1回帰還意向調査につきましては、令和4年から令和5年にかけて実施をして、住民説明会も経て、対象世帯数244世帯のうち結果的に92世帯の住民の皆様が帰還のご意向をお示しになられたということでございます。この結果に基づきまして、帰還意向のある住民の方々に帰還いただくための避難指示解除を目指す区域の設定を含む特定帰還居住区域復興再生計画、こちらを町において作成して申請していただきまして、令和6年2月16日に総理大臣の認定をしたというところでございます。

また、冒頭佐野からも挨拶あったとおり、政府方針においては、住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施をするということとしてございまして、このたび第2回目の帰還意向調査の実施につきましてご報告させていただくというものでございます。

2番目の調査対象・項目というところでございます。まず、(1)の調査対象ですけれども、町から先ほども説明あったとおり、第1回帰還意向調査において帰還意向ありとご回答いただいた世帯を除いて、いわゆる保留であったり、帰還意向なし、あるいは未回答の世帯に対して、帰還困難区域に平成23年3月11日時点で住民登録されていた方のうち、同区域に土地または建物を所有されている方とその方と同居されていた親族の方を対象にさせていただきます。

その上で、(2)で調査項目でございますけれども、第1回目と同様、お名前、あるいはご連絡先、帰還のご意向があるか、またご家族の中でどなたが戻られるかといったような情報、またご自宅の土地、家屋の権利者、そういうようなものを調査をする予定でございます。

なお、注意書きのところでございますけれども、令和4年度に実施をした帰還意向調査につきましては、帰還意向の調査と併せて営農再開に向けた意向調査を実施をさせていただきましたけれども、営農に関しましては、住民の皆様のご意向をはじめ、再開を希望する農地の所在、事故前の状況把握、必要となるインフラ等の整備、こちらは水路あるいはため池、こういったものの復旧ということになりますが、こういったものと維持管理の体制、こういったものを含めた営農の方針等につきまして具体的に確認をさせていただく必要があるため、別途ご説明、あるいはご相談の機会を設けさせていただきたいということで、今回は帰還意向調査のご意向を確認するのみということでさせていただいてございます。

3番目、調査期間ですけれども、町からの説明のとおり、今年の12月下旬から令和7年の2月末を予定してございます。

別添の資料、参考資料とございます資料につきましては、こちら帰還意向調査資料の本体資料となってございますので、参考資料として後ほどご確認をいただければ幸いに存じます。

内閣府からは以上です。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） それでは、資料2-1に戻っていただきまして、大きな2番、第

6回意見交換会の開催についてご説明申し上げます。

(1)、日時と場所は、表に記載のとおりでございます。

(2)、内容につきましては、両地区の除染の進捗、それから今後の予定につきまして環境省から、そして第2回帰還意向調査につきまして、今回同様、企画課と内閣府からそれぞれ説明をし、その後質疑形式で意見交換を行うことと予定してございます。今後も町内全域の早期の避難指示解除を目指して、地域の皆様の声を丁寧にお聞きしながら取組を進めてまいりますので、議会の皆様のお力添えをいただきますようよろしくお願ひをいたします。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 説明いろいろ聞きましたけれども、帰還意欲の意向調査、分かるのですけれども、私腑に落ちないのは、意欲のない人の土地は除染してくれないよ、解体もしてくれないよというのが分からぬのですよ、国民全て平等なのに。ましてや解除が早かったところでは6年で解除になっていると。また、困難区域が前年度、夜の森地区解除になったということで、残された小良ヶ浜、深谷地区に関して、帰還しない人のところは除染しない。帰還したにしても、奥に山がある人とか、そういうところは除染してやらないよという、その言っている意味が分からぬのですよ、私は。だから、そういう難しいことやるから、こんな意向調査に金かけなくてはならないのだ。全域やりますって言えば意向調査になんか金かけることないのですよ。これ意向調査1回やることによって幾ら金かかるの。もう何回やっているのですか。4回やっているのですか。まだまだ今から続けるのだと思うのだけれども、そういった無駄なことをやらないで、やっぱり我々今まで必死になって土地を求めてたりまつたりして、税金払ってきているのですよ。それに対して、除染しません、やれません、やつてくれませんって、そんなことはないでしょう。その辺から矛盾しているから、私はこんなこと聞きたくないのですよ。ましてや説明会聞いてもらっています、丁寧に。町、環境省、あと復興庁とか、皆さん来ていただいて、説明会聞いてもらっていますけれども、説明会の中で地元住民からいろいろ要望出されても、それに的確に答えもしない。回答も持ててこない。やってもくれない。実行もしてくれない。何の意味があるのですか、これ。せめて回答くらいよこしてくれたっていいでしょう。回答なんか全然来ていないでしょう、今まで説明会やって住民から思いをぶつけても。ガス抜きですか、これ、ただの。下手すると今回も同じことになってしまふのかなと思うのだけれども、その辺もう少し考えてくださいよ。一遍に全部やりますって言えなくとも、宅地に付随している、せめて200メートル、500メートル範囲内くらいは全部やりましょうとか、普通山とか農地とか、山って聞くと富士山みたいな起伏の激しいのを想像してしまいますよね。我々の地区、山といったって全て平たん地ですよ。逆に農地のほうが沢になっています。こんなところやってどうするのという感じするところもあります。地目にあんまり私はとらわれ過ぎなのかなと思うのですよ。その辺を十分考えていただき

たいというのが地元の一員としてのお願いです。どうですか。制度改正しろといったってなかなかできないのでしょうかけれども、それに向けて復興庁も、みんな制度改正に向けて全力で協力しますよという答弁もらえば一番ありがたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君）　内山企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君）　ご指摘ありがとうございます。

まさに住民説明会におきましても、本当にもう全域除染、解除してくれといったお声多々いただきます。そのたびにおわび申し上げているところでございますけれども、一方で、我々の政府の方針としましては、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除していくという方針は、こちらの政府方針としては変わっているものではございません。そこはしっかりと責任を持って取り組むということで考えてございます。その上で、もう既に事故から大分長いお時間、住民の皆さんをお待たせしているという状況もございますので、まずは2020年代をかけて帰還意向のある住民の方々が一刻も早くご帰還できるように、帰還に必要な箇所をきちんと特定して除染をして、それでお帰りいただくような環境をつくった上で避難指示解除をさせていただくという方針とさせていただいてございます。したがいまして、まず帰りたいということでご意向のある住民の方のお宅、あるいはその周辺、今回認定された特定帰還居住区域をしっかりと除染、解除を目指して取り組ませていただくということで考えてございます。その上で、ご指摘の山林も含めて、いわゆる残る課題ということで言っておりますけれども、そういうところは将来的な全解除に向けてしっかりと検討、取り組んでいきたいと思ってございます。

○議長（堀本典明君）　9番議員。

○9番（渡辺三男君）　ありがとうございます。

将来に向けて全域解除を目指すということで、非常にありがたい言葉なのですけれども、もう14年目なのですよ。もうすぐ15年目に入ろうかとしているのです、年明けて3月になると。オギャーと生まれた子供も中学校を卒業するのですよ。その中でアンケートなんか取られたって、戻りたくても戻れないのが現実ですよ。ましてやよそ地域に移って家造って住んでいるわけですから、ではもう一回家造って戻るのかって。誰がお金出してくれるのですか。そんな余裕のある人だけいるのですか。どのくらいいると考えていますか。その辺からそもそも矛盾しているのですよ。親の代は戻れなくても、では子が家造って戻るかって。子供は、もうそこふるさとではないのですよ。だから、こんな帰還の調査なんかしたって何の意味もないということ私言いたいのですよ。だから、そんなこと関係なしに、やっぱり除染すべきところはきちんと除染して、一日も早く全域解除すると。その前段として、取りあえず今の制度はここまでですよと、この制度が終わったら次の何らかの制度を考えてまた次伸ばしていきますよ、そう言ってもらったほうがはるかにありがたいですよ。ぜひそういう考え方で私は進めてもらいたいと思うのですが、どうしてもこんな意向調査やるのですか。

○議長（堀本典明君）　内山企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘ありがとうございます。

帰還意向調査に関しましては、政府の方針の中でも、やはり住民の皆様の中には帰還意向調査ということで届いても帰るかどうか判断つかない、町の状況がどうなるか分からぬとか、あるいは除染、解体の進捗はどうなのか分からぬ、そういったようないろんな声、あるいは健康上の理由などもあるのだろうと思います。そういったことで帰還についての判断ができる方々がおられると承知をしておりまして、そういった方々に対して複数回、帰還意向調査をやらせていただくということで方針を示させていただいておりますし、実際に第1回、回答できなかつた方々でも、帰還居住区域設定の動きを見て、やはり帰りたいと思われている方々もいらっしゃるかもしれませんし、そこは改めて第2回ということで帰還意向の確認をさせていただくということで、ぜひやらせていただけないかなと思ってございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） 地元住民としては、帰還意向調査すればするほどマイナスになっていくのですよ、帰還するという人が少なくなっていくわけですから。プラスになることやってくれるのなら私も大賛成です。これは、もう全くプラスにならない。マイナスなのですよ。これが避難して2年とか3年だったら話分かります。もう14年を終わろうとしているのです。ますます帰還意欲がなくなっているのですよ。そういう意味で、地元住民のプラスになることなら大賛成ですけれども、これは全くマイナスにしかなりませんので、私は一向にこれについては賛成できません。ただ、私が反対したからといって、ではやめましょうという問題ではないですけれども、それをしっかり国でも考えていただきたいと。本当に何の意味があってやっているのですかって問いたいのですよ、私は。もうこれ以上答弁求めて出ないでしようから、お願いにしておきます。

○議長（堀本典明君） 佐野副本部長、今の件、総括でご答弁お願いします。

佐野副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（佐野究一郎君） ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、戻りたくてもなかなか戻れないという方が多くいらっしゃるという現状はよく承知しております。その中で、第2回ということで帰還意向調査をやる意味は何なのかということではありますけれども、先ほど内山からも答弁申し上げましたけれども、それでもやはりふるさとに帰りたいという方は現にいらっしゃいます。他町で既に第2回の調査結果が見えてきているところありますけれども、第1回ほどは、戻りたいという方の数は少なくなりますけれども、それもやはり戻りたいという回答をいただいているところでございまして、とにかく速やかに帰還したいという方を全力で支援していくというのが今の政府方針ということでございますので、ぜひ第2回の帰還意向調査についてご配慮いただければと思っております。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。質疑ございませんか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 資料2－2の6ページで、福島さんという世帯主の方の家族構成なのだけれども、福島太郎さんと花子さん、夫婦で戻らないと。その子供とか子供の妻、お嫁さんかな、あとは孫になるのかな、剛一というのは。帰還の希望ありということで、こういった家庭は建物の所有者が多分太郎さんかなと思うのだけれども、その上に「当然ながら罰則等はございません」、これはありがたい文言だなって私読ませてもらいましたけれども、こういった家庭は解体、除染してもらえるのですか。それとも所有者が帰還の意向なしだから、もらえないのですか。どちらですか。

○議長（堀本典明君） 内山企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘ありがとうございます。

こういったケースでも、基本的に土地、家屋の所有者の方が福島太郎さんの場合は、当然まずもって福島太郎さんに対して除染、解体の同意ということが必要となってきますけれども、お子様、太一さん以下がご帰還をされるということであれば、土地、建物を持たれる太郎さんに確認をさせていただいて、除染、家屋解体をさせていただく、その対象になるという理解であります。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） そうすると、最初、町のほうから数字的な報告あったのですけれども、帰還意向なしが46名かな、46世帯か分かりませんけれども、例えば戻らないといつても子供とか孫が、将来、じいちゃん、戻っていいよと。その結果、駄目だったでも罰則はないから、一応ここ戻るに丸つけておけば解体、除染はしてもらえるという考え方でいいのだね、今の答弁。

○議長（堀本典明君） 内山企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘のとおりでございます。

○1番（安藤正純君） 以上、終わります。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 今の質問に対しての答弁なのだけれども、あくまでも福島太郎さんが世帯主ですから、持ち主ですから、この人が戻るというほうに丸つけないと除染、解体はできないでしょう。子供が丸つけるわけにいかないでしょう、これ権利ないですから。だから、福島太郎さんが戻らないにしても、子供たちとか孫が戻ると言っているから、では戻るほうに丸つけてやってもらいましょうってやらないとできないでしょう。それやらなくてもできるの。

○議長（堀本典明君） 内山企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘ありがとうございます。

まさにご指摘のとおり、お子様が帰りたいと、一方で太郎さんは帰らないといった中で、家族の中で協議をしていただく必要がございます。もし福島太郎さんが帰らないし、土地、家屋も息子に譲渡しもしないし、解体もしてほしくないというご意向が仮にある場合は、それは除染なり解体といったことは難しくなるかなと思ってございます。ただ、家族内で協議をしていただいて、お子さんが戻る

といった場合に、帰らないけれども、除染、解体はできると、やっていいよということであれば、実際に除染、解体といったものはできると理解をしております。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） やっていいよではなくて、世帯主が戻りますというほうに丸つければできるということね。やってもいいよなんて言葉で言ったから、子供たちが帰るから壊してくれということはできないですね。だから、あくまでも持ち主でしょう。その辺をはっきりしてください。

○議長（堀本典明君） 内山企画官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 持ち主の方が仮に戻らないといった場合でも、お子さんが戻る。したがって、土地、家屋については除染、解体をしても構わないということであれば、それは除染、解体をしていただいた上で、お子様方が戻るという前提で除染、解体をすることはできると承知しております。

○議長（堀本典明君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省、中村でございます。少し補足させていただきます。

本件の帰還意向調査の結果を踏まえて、町でご申請あって、例えば特定帰還居住区域が新たに変更で認定されることになりますと、その先は例えば拠点等と同様に、環境省でいずれにせよ除染であれば土地あるいは建物をお持ちの方に同意を頂戴に伺いますし、解体であればご申請いただいて対応していくことになります。逆に言うと、区域に入っていればご帰還の意向ありでも保留でも未回答でも、区域の中の方として我々では除染の同意を頂戴しに伺いますし、逆に解体をご希望であれば、どういった方でも区域に入っていれば解体のご申請をいただけるということになります。なので、そういう意味では帰還意向調査の結果を踏まえて、特定帰還居住区域にどう反映されるかということかと思いますし、その先の除染、解体はいずれにしても帰還意向ありとお答えいただいた方でも別途我々は同意を頂戴に伺いますし、そこはいずれにせよきちんと対応するということになろうかと思っております。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） 答弁してもらっていることは分かるのですよ。だけれども、今の話もあくまでも持ち主が同意しなければ解体も除染もできないということですから、だから子供、福島太一とか福島数子、剛一とかって持ち出してきても、この人らは権利ないから関係ないのですよ、この人らの意向は。あくまでも福島太郎さんの意向なのですよ。福島太郎さんが今範囲に入れば、中村課長が言ったように、戻らないけれども、壊してくれって申請すれば当然壊せますよ。今の帰還意欲のある人、戻りますと言ったところは当然ここに入りますが、それだって福島太郎さんが戻りますというところに丸さえつければ、何にもやらなくても解体してもらえるのですよ。この権利のない人持ち出してくるからおかしくなるのですよ。

○議長（堀本典明君） 頭整理したいのですけれども、この場合、今の例である場合、これで取りあえず帰還意欲ある方の名簿に載るということで、今度その中で同意書を受けるのは、福島太郎さんがオーケーしてくれなければ除染も解体ももちろんできない。ただ、これこちらの方はなしとしておいても、息子たち帰るので除染、解体してくださいよって同意してくれればできるということですね。という判断で、こういう場合もあるので、ここを書いたというところですよね。どうなのですか。それで……

〔「同意さえすればいいんだもん」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） うん、最終的にはね。まず、名簿に上がるのに誰かしら帰るというマークが必要だよという、多分これ見せ方なのです。もしかすると分かりづらいのかもしれませんけれども、その辺うまく答弁できればと思うのですが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） まず、分かりにくいというところのご指摘、申し訳ございません。

今議長からあったとおり、特定帰還居住区域、我々の図面でいうと黄色く塗ったところ、あれを増やすためにこの帰還意向調査をするということで、黄色が増えた後に、今度は除染とか解体の同意関係については環境省のスキームに乗るとご理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） どうですか。

〔「休議してもらっていい」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 (午前11時55分)

再 開 (午前11時58分)

○議長（堀本典明君） では、再開します。

そのほかご質問ございませんか。よろしいですか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） 協議会資料の2-2、10ページのところなのだけれども、これはこれでいいのだけれども、もう1ページくらい足して現状の戻る人のやつは大体、1回目のやつで病院が少ないので、買物の箇所数が少ないので何かということ分かっているのだから、今現在病院が富岡中央、井坂先生が閉院した状態でこことここで、歯医者ここでここで、目医者がここで、食材関係の買物だったらばここで、衣類関係はほとんどないからって例を全部出して、足りない部分書かせるようにしたら。それでも戻らないのだと言えば、何も戻らないでいいわけだから、戻らない理由がある人にちゃんと分かりやすくして、町もそれ分かればそういう商店とか企業の誘致促進にもなるわけだ。そうでないと、富岡川から北側、夜の森地区なんかは本当にどうにもこうにも、さっきの優良住宅地の太陽

光の話ではないけれども、これは前に俺言ったけれども、町長と竹原副町長ともう一人の副町長と、遅過ぎるのだ、何でもかんでも。時間かけて富岡町内歩いてずっと見てきて施策を立てたらどうか。遅れる一方で全然進まないのだ。さっきの60億円の話も同じ。いつまでも60億円なら60億円あって、取り崩されるわけでないのだし、これだって60億円のうち何々の工事に何ぼ使うかなんて議会に分かるように説明もないし。説明ないと60億円あるのだから、60億円あるのだからとしか思わないぞ。もう一回見直したら、町長。見直す能力ないわけではないのだから、あとは部下だ。あんまり余計なこと言うと、パワハラで訴えられてもしようがないけれども、こんなの訴えられる訴えられないなんて言つていられないのだ、町民のこと考えると。町民のこと考えるとそんなこと言つているところでないのだって。よろしくお願ひしておきます。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 貴重なご意見ありがとうございます。

帰還意向を考えていただくに当たつてのその判断材料としていただく資料の盛り込み方について、内閣府と協議させていただきます。ご意見ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、帰還困難区域の再生に向けた取組についてを終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 (午後 零時02分)

再 開 (午後 零時55分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町災害復興計画（第三次）の策定に向けた中間報告についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 午後もよろしくお願ひいたします。

町の長期総合計画として位置づけられております富岡町災害復興計画ですが、第二次計画の計画期間が今年度いっぱいであることから、昨年度からの2年間で第三次計画の策定作業を進めております。進捗につきましては、逐次議会の皆様にご報告させていただいているところでございますが、今年度におきましては昨年度まとめられた骨子に基づき、政策化会議において具体策などの検討を行っております。昨年度の検討委員会でもそうですが、政策化会議におきましても議会にご協力いただき、両常任委員会の副委員長お二人にも参加していただいております。この場をお借りしまして御礼申し上

げます。政策化会議も4回重ねております。第三次計画の輪郭が見えてまいりました。先日、両常任委員会でも内容についてお話をさせていただきましたが、本日はデザイン、そして今後予定しておりますパブリックコメントなどについて、改めて全員協議会資料、こちら3つ出させていただいておりますが、こちらに基づいて説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。説明は主幹が行います。

○議長（堀本典明君） 企画課主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（小原真理子君） ありがとうございます。それでは、企画課からは昨年度から策定作業を進めております災害復興計画（第三次）につきまして、計画素案の策定状況についてご報告をいたします。

本日は、現在作成作業をしております計画素案の中間報告と今後の策定スケジュールについて順にご説明いたします。なお、三次計画の計画素案につきましては、こちらの資料でございますが、概要に関しましては、先日の両常任委員会において説明をしておりますので、本日は簡単な説明とさせていただきます。

それでは、こちらの資料の4ページを御覧ください。4ページは、目次となっておりますけれども、計画書につきましては、ステップ1からステップ3までの流れで、ステップ1では、計画ができるまでを町の特性や社会情勢などを踏まえて説明し、ステップ2では、基本構想と重点政策で三次計画のポイントを、ステップ3では、ステップ2を実現するための政策、施策を具体的にまとめた未来プランを示す予定としております。

また、本日は計画素案に加えまして、計画書のデザインイメージ、まだ策定中でございますけれども、イメージの資料も配付させていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、今後のスケジュールでございます。計画素案の11ページをお開きください。先ほども簡単にご説明させていただきましたが、今年度は昨年度開催しました町民等とのワークショップや骨子案検討委員会を経て策定した骨子を基に政策化会議を開催し、政策、施策の議論を重ねてきました。1月下旬にはパブリックコメントの実施を予定しており、パブリックコメントでのご意見を踏まえて再度政策化会議を開催し、計画を仕上げていきたいと考えております。3月議会では、町民の皆様の声を反映したよりよい計画案としてご説明できるよう、引き続き策定作業を進めてまいります。

なお、計画素案につきましては、本日ご意見をいただけたらと思っておりますが、後日お気づきの点がございましたらお手元に配付しておりますこちらのA4の意見提出用紙にてご意見を下さるよう重ねてお願ひいたします。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 俺ほとんど読んでいないから、分からぬのですけれども、11ページ、今説

明したところ目を通したら、11ページの次だから12ページになるのかな、これ。これの下から2番目、「スポーツなどの地域資源をフル活用して」って見出しありますけれども、海水浴場や絶景ブランコ、魚釣りツアーや、大倉山のトレッキングって、これ全て並べてありますけれども、第三次計画ですよね。これ何年に1回。5年に1回見直しだっけ。

〔「10年」と言う人あり〕

○9番（渡辺三男君） 10年に1回の見直しを考えていくと。多分海水浴とか魚釣りツアーナンて無理な話だと思うのです、セシウムの問題で。3年か5年でそういうものは大丈夫だよってなるのであれば話は別ですけれども、もう少し現実的なものにしていかないと、10年だとすれば10年を見越してどこまでできるかということをきちっと入れないと、ただ絵に描いた餅になってしまふのかなと思うのですが、どうなのですか、その辺は。

○議長（堀本典明君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（小原真理子君） ご意見ありがとうございます。

こちらの12ページに記載しております町民の皆様のご意見につきましては、昨年度開催された町民ワークショップ等で、特に制限を設けずに今後の10年後の未来像についていただいたご意見を抜粋させていただいたものになるのですけれども、ご意見を踏まえて内容の修正といいますか、いただいたご意見の入れ込みにつきましてはもう一度精査していきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

こういう住民からいただいた声を反映させていくのが目的だと思うのです、我々の声も聞いていただけるし。ということは、やっぱりこういうこと、できないことを幾らいただいたからって反映できないものですから、そういうものはやっぱり下ろしておかないと、なかなかごっちゃになってしまふのかなと思うものですから、よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問あれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 先ほどご質問というか、ご説明あったのですが、意見書提出ということだったのですが、これいつ頃まで……20日って決まっているの。

○企画課主幹兼課長補佐（小原真理子君） はい。

○議長（堀本典明君） 20日ですね。すみません。分かりました。

これちなみに、議員の皆さん、別にこれでなくても、顔見知りというか、なので、顔見て話したほうがいいという場合は口頭でも聞いていただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ご質問どうでしょうか。大丈夫ですか。

〔「今日は大丈夫です」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

では、20日ということであまり日数もございませんが、ぜひ一通り目を通していただいて、まだ確定ではないと思いますので、しっかり何か気になるところあればご相談いただいたり、ご要望していただければと思います。

それでは、質疑がないということですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、富岡町災害復興計画（第三次）の策定に向けた中間報告についてを終わります。

ここで説明者入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時05分)

再 開 (午後 1時06分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件4、令和6年度第2回リフレ富岡跡地の利活用についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、今年第2回目となるリフレ富岡跡地の利活用について説明させていただきます。

本件につきましては、昨年度作成しました夜の森地区中核拠点施設整備の基本構想を基に、施設整備の仕様書となる業務要求水準書の作成を進めております。現在、要求水準書の作成途中でありますが、施設に係る事業者へのヒアリングを通じて得た施設整備に要する整備費や維持管理費、温泉井戸に関する経費などの分かり得た情報を資料としてまとめましたので、本日はその中間報告となります。

説明に入る前に、2点ほど報告をさせていただきます。1点目は、2つの要求水準書の件でございます。3月議会での当初予算審議において、私は物販のみの要求水準書を作成すると説明いたしました。5月開催の全員協議会にてお示しした資料のとおり、施設の配置や敷地全体の利活用を一体的に進められることや、物販単独と物販と温浴の二本立てで作成する業務委託料に大きな開きがなく、事務作業を同時に進めることで当課の事務負担軽減になることから、物販と温浴に関する要求水準書をそれぞれ同時に進めていることを報告させていただきます。

2つ目は、運営に関する経費でございます。この件につきましても5月開催の全員協議会において、事業者の運営に関して町が負担するような考えはないと申し上げ、その考えをもって数多くの事業者にお伝えをさせていただいております。具体的には、事業者の皆さんのが望む施設の整備費は上限まで町が負担します、賃料はいただく考えはございません、その上で皆さんには長く経営をしていただきたいのですが、このような条件下で参加していただけるものでしょうかといったものであります、

事業者に対し、夜の森地区の実態把握として可能な限り足を運んでいただき、現実的な店舗経営の試算にご協力を願いしてございます。後に説明いたしますが、その結果は全ての事業者からは、復興の一助となりたいが、今の条件提示では諦めるしかないと真っすぐな答えをいただいたところでございます。このため、本事業の要となる運営事業者を誘致する上では、運営費に対し一定程度の町負担が必要であることを報告させていただきます。

前置きが長くなりましたが、それでは山口商工観光係長より全協資料ナンバー4を説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） それでは、第2回目となるリフレ富岡跡地の利活用について、資料4に基づきご説明いたします。

表紙をめくりまして、1ページ目を御覧ください。初めに、令和6年3月にお示ししました基本計画について改めてご説明いたします。基本計画では、施設整備方針を、町内での暮らしに、“楽しみによる心の豊かさを”とし、その目的達成のために備える機能とライフサイクルコストを計画に掲げ、事業者選定については、民間の力を最大限に活用するため、DBO方式による公募型プロポザルにて実施するものとしておりました。今年度は、その仕様書となる業務要求水準書の作成を進めているところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。業務要求水準書作成に当たっては、これまで事業者ヒアリングを延べ22社に対して行い、行政では気づきにくい課題や参入意欲の把握、民間事業者が参入しやすい公募要件等の調査を進めてまいりました。

続きまして、3ページ目を御覧ください。基本計画に基づき、ソフト事業によるにぎわいの創出を図るため、施設の配置は広場を囲む形で計画しているところでございます。また、事業者ヒアリングにおいて西側配置の意見が多数であったことから、施設の位置は西側しております。なお、リフレ富岡の解体と併せて地下タンクを撤去していたところでございますが、土壤強度を懸念するところもあり、当時撤去に携わった企業に事実確認をした上で、平家建てであれば建築可能であると助言をいただいております。施設については、建築コストを抑えるため、4つの機能を2つの建築物にそれぞれ集約し、物販施設に倉庫機能を、温浴施設に飲食機能を設け、構造は鉄骨造または木造の平家建てを想定しております。広場には、夏場のクーリングシェルターとして大屋根と噴水デッキを配置しております。これら整備イメージを例示しながら、事業者提案にてよりよいレイアウトやデザインを採用してまいります。

続きまして、4ページ目を御覧ください。こちらは、物販施設のパース図となります。施設イメージは、小さなお店で大きな安心を得られる施設として、さくらモールの利用を基本としつつ、さくらモールを補う小規模な地域密着型の商業施設を想定しております。商品構成としては、生鮮三品に加え、日用品、飲料、それから弁当、総菜等を取り扱うこととし、売場面積は250m²しております。

また、多様な利用を想定し、施設内にフリースペースを配置しております。

続きまして、5ページを御覧ください。物販施設のイニシャルコストについてご説明いたします。想定整備費については、近隣の類似施設の建築単価を基に、国が発表している建築物物価高騰率を乗じて平米当たりの単価としました。その単価を基に整備費を算出すると、物販施設については約7億9,000万円、それら設計費用として7,900万円、合計約8億7,800万円となります。財源としましては、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用し、町負担分として町勢振興基金を活用することを検討しております。

続きまして、6ページを御覧ください。物販施設のランニングコストについてご説明いたします。さくらモールを補うことを考え、運営時間を朝8時から夜9時とし、ランニングコストを算出しました。収入は、基本計画の利用者数8万6,397人に対し、1人当たりの単価をコンビニの平均単価720円と仮定すると、年間収入が約6,220万円となります。支出は、人件費、商品原価、施設維持管理費を合計し約8,200万円となり、利益は約2,000万円の赤字となります。なお、これらの利用者数は温浴施設に併設することを前提として算出しておりますので、仮に物販施設のみの場合は利用者数が3割となり、約5,000万円の赤字が見込まれることとなります。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらは、温浴施設のパース図となります。施設イメージは、日々の暮らしに、ほっと一息を取れる施設として、露天風呂、内風呂、サウナ、水風呂の基本的な機能を配置しております。また、利用者が休憩するラウンジに加え、軽食が取れる飲食施設を配置し、延べ床面積は計800m²となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。温浴施設のイニシャルコストについてご説明いたします。想定整備費については、物販施設と同じく近隣の類似施設の単価を参考に物価高騰率を乗じて整備費を算出すると、温浴施設については約10億5,900万円、それら設計費用として約1億600万円、合計約11億6,500万円となります。財源としては、廃炉交付金を活用することを検討しております。

続きまして、9ページを御覧ください。温浴施設のランニングコストについてご説明いたします。運営時間を午前10時から午後9時とし、ランニングコストを算出いたしました。収入は、基本計画の年間利用者数1万人と飲食施設の年間利用者数1万2,640人に1人当たりの平均単価を乗じ、年間収入は約2,400万円となります。支出は、人件費、商品原価、施設維持管理費、入湯税を合計しまして約1億600万円となり、利益は約8,200万円の赤字となります。

続きまして、10ページを御覧ください。温浴施設の整備と関連しまして、温泉井戸の復旧についてご説明いたします。令和2年度に既存温泉井戸の調査を実施しており、34度の温泉が湧出することと、井戸が地下729メートルで閉塞していることが判明しております。これらを踏まえ、温泉井戸の事業者へヒアリングを実施したところ、温泉井戸の復旧には2通りの方法があると示されました。まず、井戸修繕並びに井戸新設については、いずれも同じ仮設工事となることと、井戸上部に可燃性ガス対策の装置を設置する必要があります。既存井戸を活用する場合は、内部の土砂のしゅんせつが必要

となり、整備費については1.7億円を要します。ただし、地下729メートル地点で閉塞し、以降が不明なため、工事着工後に修繕ができない可能性がございます。一方で、井戸の新設については、安全性や湯量が最も安定しておりますが、整備費は約2.2億円を要します。

続きまして、11ページを御覧ください。こちらについては、全体のイニシャルコストについてご説明いたします。先ほど物販施設と温浴施設のイニシャルコストについてお示ししましたが、そのほかに各施設の中心に設置する大屋根や温泉井戸を整備する費用を合計すると、総事業費は約24億7,300万円となります。また、今後予期できない物価高騰等に対応するため、全体経費の10%を予備費として計上することを検討しております。なお、今回の総事業費には各施設に配備する重機等の費用を計上していないため、整備についてはさらに微増となる場合がございます。

続きまして、12ページを御覧ください。こちらは、基本計画時の整備費と現行想定の整備費の比較となっております。基本計画では、井戸の整備費を除き12億4,000万円に消費税を加え、13億6,600万円としておりましたが、3年後の物価高騰を見込み、約1.5倍の増額となっております。また、各施設の設計費と温泉井戸の整備費を加え、約4億4,200万円が増額となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。こちらは、物販、温浴施設の運営時間についてご説明いたします。物販の運営時間については、さくらモールの運営時間である午前10時半から午後7時より長く開店するよう、午前8時から午後9時までとしました。また、温浴施設については、近隣施設の運営時間が午前10時から午後9時程度となっていることから、温浴施設については午前10時から午後9時までといたしました。なお、開店準備、閉店作業としてそれぞれ前後に1時間を計上しております。

続きまして、14ページを御覧ください。こちらは、整備スケジュールとなっております。今年度は、業務要求水準書の作成を進め、物販施設については令和7年度の第1・四半期から公募を開始し、令和7年度第3・四半期に事業者を選定いたします。その後、令和8年度に設計、施工に着手し、開業は令和9年度末を想定しております。

次に、温浴施設についてでございますが、温浴施設は、補助金等の手続を見据え、3か月程度の調整の期間を設け、公募は令和7年の第2・四半期後半から開始し、令和8年度の第1・四半期に事業者選定をいたします。その後、設計、施工については令和8年度第2・四半期から着手し、温浴施設については令和10年度の開業を予定しております。また、井戸の復旧については、令和7年度から設計を実施し、井戸の修繕または新設については令和8年度から実施を予定しております。

また、広場、大屋根については、物販施設と温浴施設の基本計画と調整しながら設計、施工を進め、令和9年度中には完成を予定しているところでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。こちらは、ランニングコストに対する指定管理料の考え方についての資料となっております。本事業を進めていく上で、物販、温浴運営事業者にヒアリングした結果、いずれも共通意見として、夜の森地区の商圈からすると町からの指定管理料がないと参入できないとご意見をいただいております。また、ランニングコストの試算上も、物販、温浴いずれも赤

字となっております。このことから、運営会社に対して指定管理料を拠出することとした場合、指定管理料について4点ほど条件を整理いたしました。1つ目は、商品原価を指定管理料に含まないこと。2つ目は、指定管理料が事業者の利益とならないように金額を設定しました。3つ目は、温浴施設の入湯税が町の収入となることから、経費計算に含めないこと。4つ目は、損益分岐点を超過した利益は企業利益とすること。この条件から、物販施設については、全体経費に対し想定売上げが約6,220万円となるので、指定管理料を2,000万円とすると損益分岐点に達するので、以降の利益については企業の利益となります。続いて、温浴施設については、全体経費が約1億520万円に対し、売上げが約2,420万円となっております。売上げ原価分600万円を事業者負担とし、それを除いた7,500万円を指定管理料とすると、損益分岐点に近接いたします。物販施設と同じく、損益分岐点に達した以降の利益については企業の利益となります。これらの条件をつけることで、運営事業者には民間のノウハウや企業努力を発揮していただき、利益を確保しつつ、よりよい施設運営をできるものと考えているところでございます。

私の説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 座ったままで失礼します。私から2点ほど補足をさせていただきたいと思います。

1つ目は、快適な室内環境を実現しながら消費するエネルギーを可能な限りゼロに近づけていくZEB化ということでございます。基本構想の中では、ZEB化を目指すことを掲げましたが、事業者からはかなりちゅうちょするご意見もございましたので、施設整備にはZEB化というものを条件とせず、事業者提案とすることを現在考えてございます。

2つ目です。2つ目は、夜の森地区への集客事業の検討でございます。このことは、施設整備と並行してソフト事業の説明をとご指導いただいておりますので、町長から全課長に検討を進めるよう伝えてございます。議会には別な機会で説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

2番議員。

○2番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございました。

簡単なところから聞きたいのですけれども、4ページのパース図のところで、物販のところが載っているパース図だったのですけれども、これが確定というわけではないと思うのであれなのですけれども、トイレが外にあるというの気になって、トイレ、これ一旦外に出ないといけないですよね、この絵だと。なので、足が不自由な人とか車椅子の方とかだと、外にあつたら雨めっちゃ降っていたりとか暴風雨の日とかだとぬれてしまうのではないかなと思って、これはどうかなと思いました。

あと、次が9ページになります。入浴料が600円と設定されていたのですけれども、近隣のかわうちの湯とか天神岬とか、しおかぜ荘ですね。しおかぜ荘とか、あと道の駅とか、温泉のところというのが基本的に大体700円なのです。私も風呂好きなので、そこら辺全部行っているのですけれども、あとほっと大熊は温泉ではないから500円という感じというイメージだったので、600円というのは何か、ここら辺の相場からすると700円にしてもいいのではないかと思ったということでした。そこら辺どう思われるかお話をききたいなと思います。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ご質問いただいた2点についてお答えします。

まず1つ目、物販施設はなぜトイレが外側にあるかということについてご説明いたします。基本計画の中で、宿泊施設について民間の施設があれば将来的に検討していくというところの記載をしていたところでございます。その中で、いろいろ検討していく中で車中泊の需要についてというものも今後十分見込めるのではないかと考えております。そうなったときに、トイレについては外側にあったほうが管理上よいのではということで、今回トイレを外側に設置したところでございます。

それから、2つ目、入浴料についてでございますが、近隣の入浴料については、今おっしゃられたあと大熊が500円、それから樅葉町が700円、川内村に関しましては平日が600円で土日が700円となっているところでございます。今回我々が整備する施設の規模感がいずれの施設よりもサイズが大分、規模が小さいというところもございまして、その間を取りまして600円と設定したところでございます。しかしながら、今後この部分についても事業者選定の中で提案をいただきながら、入浴料については決めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） 説明ありがとうございました。

あくまでもこれ中間報告ということなのでしょうが、1年近く前からリフレのことに関してはいろいろ議会内で論議されているところなのですが、私も当初は反対していた、反対というか、時期尚早ではないかという考えでいて、いろいろな町民の声とか町の状況を考えたときには、これはいく方向で仕方ないのかなと思っていたところなのですが、もう一回、再度説明願いたいのですが、単純に言うと、町勢振興基金とか、あと廃炉交付金とか言っていましたが、あと再度この資料に基づいて説明お願いしたいのですが、試算した指定管理料、2,000万円と7,500万円とあるのですが、もう一回きれいに数値でゆっくり説明してほしいのですが、商業施設だけ、温浴施設まで含めた場合、維持管理にかかる指定管理者までの、実際持ち出し、指定管理者は一般財源でしょうけれども、持ち出し実際トータルでどのくらいになって、どのくらいカバーできるというのをもう一回説明していただけますか。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 今ご質問いただいたことについてお答えいたします。

まず、イニシャルコストについて、持ち出し分、町勢振興基金からというご説明いたしました。物販施設は、4分の3を自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用するとしております。そのうちの4分の1を町勢振興基金から持ち出しするという現在の検討でございます。それを踏まえますと、約2億1,000万円を町勢振興基金から持ち出ししようと検討しているところでございます。また、ランニングコストにかかる費用につきましては、今の試算だと年間9,500万円がかかるところでございます。それが30年間かかる部分でございます。それにつきましては、廃炉交付金を活用させていただいて、30年間分の金額を先に確保させていただくということで財政所管課と調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番議員。

○5番（渡辺正道君） 午前中の質問と似たようになってしまふのですが、例えば町勢振興基金の今残高って幾らですか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

町勢振興基金、令和5年度末で約79億円となっております。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございますか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） すみません、私聞き落としているかもしれません、今回報告ということで、聞きますが、今回、持ち出しもそうですけれども、維持費もそうですけれども、思ったより金額が動いているというのと、あと実際的に今富岡町だって平常時に戻っているわけではないので、それだけの財政というもの考えてくると、いや、造りたいという気持ちは分かりますが、今ここでこういう出費というのは理屈に合うのかな、また町民理解できるのかなというのはすごく、施設に対しては造りたい人もいると思いますが、ただ現実見てもおかしいと思うし、なおかつこれからいろんな面で政策的なものを考えていくと、これだけ出していくというのは無鉄砲過ぎるというか、むちゃがあるのではないかと思うのですけれども、大ざっぱな質問で申し訳ないのですが、どうですか。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 今ご質問いただいた、確かに財政的な負担が大きいというところでございますが、運営資金、ランニングコストの部分に関しましては、基本的に廃炉交付金を活用させていただくということで、町の持ち出し分はございません。あるとすればイニシャルコストの約2億円程度というところの試算でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） いや、今の答弁大丈夫ですか。間違っていないですか。廃炉交付金、何年続くのでしたっけ。それランニングコスト30年賄えるという話で本当に大丈夫ですか。

○7番（宇佐神幸一君） 皆さんの質問と同じなのですけれども、実際的にそんな廃炉交付金ずっと賄えると思いますか。予想だけでこのような計画していいのかなというのもあるのですが。いいですか、俺途中で言ってしまって。

○議長（堀本典明君） 途中でというか、質問されるなら、すみません、挙手いただいて。

○7番（宇佐神幸一君） すみません。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 再度言いますけれども、今議長も言われましたけれども、基本的に将来いつまで続くか分からぬのに30年はもう決まつてくるわけですよ。そうしたときに、廃炉交付金が一定の金額ずっと来ると確定していいのですか。怖いのは町民が、これだけの金額がかかりますよってなったときに、30年廃炉交付金出ますよって信じると思いますか。そのところの不安を感じると余計不安を感じてしまうと思うので、その点のものはっきりした形で出ますって確約できるのですか。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 廃炉交付金については、基金の使用年度が毎年10年間という期限がございます。その中から毎年定期的に30年間分の基金を造成させていただいて、運営資金を確保するというところの計画を今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 一応分かりますが、別に計画をどうこう言っているわけでは、どうこうというか、言いたいのですけれども、これあくまでも中間報告なので、ただ実際的に今これから富岡町の第三次計画も始まつてくるといったときに、そんな大きい金額を1つのものにしていくというか、そういう面で基金も使ってというのはあまりにも、いろいろなことがあると思うのですよ、これから。そういうのを考えていくと不安を感じるのですけれども、そういうの含めてもこの計画の金額は必要だと思うのですか。質問の仕方がおかしいかもしれませんけれども、答えられる範囲だけ答えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど山口係長から基金を活用して事業運営していくという話をさせていただきました。ざっくり申し上げますと、一番最後のページに2,000万円と7,500万円あるので、年間当たり1億円に近いお金が維持管理にはかかるという部分であって、支出していくのですけれども、その財源となるのが廃炉交付金を今考えてございます。これ総務課財政係とも詰めてはいるのですけれども、年間1億円ずつ削っていって、その後、調整基金とかも入れたりとかしても30年間はそれでストックできるだろうという形で現在総務課とは調整しております。一気に30年分をばんと出す

わけではないので、そういう形になるかということと、現在、一番冒頭でも議員おっしゃられたとおり、金額が当初からかなり増えているのではないかという点につきましては、これは正直申し上げると致し方ないと言うしかないのですけれども、昨今の物価高騰、人件費高騰とか考えると、開業する2年後、3年後のこと考えれば、やっぱり1.5倍ほど多く考えておかないと、そこだけシビアに見ていかないといけないなということでこのような積算になっております。市場の動向がこれから不安定な部分があるかと思いますが、多めに見ていかなければいけないという形で、現在産業振興課ではこのような試算をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質疑ございますか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 丁寧な説明いただきましたが、廃炉交付金だろうが基金だろうが何でもいいのです、町の財布から出ることは間違いないですから。出せるだけの懐あれば、それは大賛成で造っていただきたいのですが、当初、今まで説明していたのは、12億5,000万円程度のものを造りたいという説明があったのです。そういう中で、大半の議員がそれでも反対だと言っていたのに、これ逆に温泉井戸まで交ぜると二十二、三億円になりますね。こういうもの上がってきたということで私もびっくりしているのですが、温泉井戸なんかも6,000万円くらいで修繕可能なのかなと思っていたら、2億幾らですよね。造ってもらうのはあしたにでも着工してもらってもいいと思うのです、私は。だけれども、やっぱり今の町民の帰還意欲とかそういうこと考えた場合には、ある程度今いる人たちに合ったような施設を整備して、1万6,000人に戻すのだという意欲あれば多少はまだ戻っていくと思いますので、そのときに増設でもできるような施設でもいいと思うのです。町だからといって最初にどばんとお金を出して大きなもの造らなくてはならないということないですから、運営費だって約1億円のマイナスの試算していますが、これも試算した収入が入ってきての1億円の赤字でしょう。恐らく収入は試算よりずっと低くなると思うのです。そうすると、1億円が2億円、2億円が3億円って膨れる可能性もあるわけですから、だからもうすぐに造ってもらうのは結構ですけれども、やっぱり詰めるものは詰めないと。そうすれば、物販施設、こんな立派なもの造らないで、温浴施設造った隅っこにお土産品売場程度のものを造って、そこに駆け込んでどうしても買わなくてはならないような、しょうゆとかみそとか、そういうもの置く程度から始まって、やっていけばいいのかなと私思うのですが、大きく見て20億円の試算しているんだと思うのですが、産業振興課長の答弁を聞くと、これより増える可能性も出てくるし、そうなった場合にはやっぱり詰めるものは詰めて、一日も早く造ってやるのが町民に対しての町の姿勢なのかなと私は考えますけれども、どうですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、基本構想から上げさせていただいた施設の面積、規模感というのは変わりはございません。その中で、先ほどの繰り返しとなるのですが、やはり3年後の物価高

騰等を踏まえるとそれだけで、前と同じなのですが、黙っていても6億円ぐらいは同じ商品でもかかってしまうという計算になってしまいます。それと、そのほかに必要なというか、オプションという形になりますけれども、テントを造ってみたりとか、広場を造ってみたりというのを組んでいくと、今ほど議員おっしゃられた二十数億円かかってしまうという計算でございます。ですので、当初から大きいというわけではなくて、全てに物価高騰等の外圧が1.5倍かかっているという部分が、大きな部分が出てくるという部分と、それから井戸についてなのですが、沸かし湯がいいのではないか、温泉やるのだったらという、いろいろ議論はありますけれども、様々温浴施設関係の運営者にも聞いたところ、沸かし湯で人が来るかという点にならなければ、やっぱりお風呂に入りに行くという、こういうことは満足度を得るためとか、そこら辺が肝腎なので、沸かし湯だとやはりご家庭でも当然ありますので、なかなかという部分がございます。となると、井戸を使わなければいけないなという考え方の下で、修繕がいいのか、新しく掘ったほうがいいのかという話を聞いたのですが、現実から言うと既存の井戸を、改修は必要ですが、それでも使えないことはないのですけれども、750メートル辺りから詰まっている状況が分かっている中で、そのままずっと使えるという保証はないと受けました。また、管から砂利を取っていくこともできるかどうかはやってみないと分からぬという部分がございます。となると、不安定な部分があるので、新しくはどうかということ、多めに見た感じでこの金額を出させていただきました。金額が当初説明した中からかなり跳ね上がっているので、私も説明がしづらい部分があるのでけれども、現実的に一番大きいのは物価高騰、人件費高騰でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） 課長、私の言いたいのは、物価高騰で22億円から23億円かかる、それは理解できるのです。ただ、今の富岡町の懐でそれだけかけてもいいものかどうかということなのです。だから、造ることは私は賛成なのですけれども、やっぱり10億円とか十二、三億円程度、この半分程度でできるような施設を造るべきではないですかということなのです、詰めるものは詰めて。1回造つてしまったら、あと増設とかそういうのはできないということではないものですから、物販施設なんかこんな大きいもの要らないだろうと。現実論としてここで品物そろえたって、さくらモールよりいいもの売れますか。いいもの売らなかつたら買物客は行かないですよ。意味ないと思うのですよ。だから、そういうものは詰めて、それでやってみて、将来的に夜の森の商店街の人らが全然もう動かないとなれば、人も増えてきた、どうしても必要だからやろうかということであれば理解はできます。その辺だと思うのです。今の富岡町の財政でどこまで出せるのだということで、22億円、23億円は結構厳しいと思います。廃炉交付金だって、当初うたっていたのは廃炉40年ですか、30年ですか。40年ですね。40年の中で14年たっているわけですから。延びるのかすばまるのか、その辺を考えたら、造るのであれば早く造っていただきたいと。早く造るにしても規模感はもう少し詰めないとなかなか無理があるのかなと私は考えますが、どうでしょうね。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。

地域の方々が求めているのは、早く造ってほしいという部分ありますので、早く造りながらも、一番懸念するのはやはり財政負担だと思っております。この件については、様々聞いた中で、この面積だとこのくらいかなということで企業からもご意見いただいたので、ほぼほぼその点には狂いはないかと思っておりますが、そうすると町でどこまで負担できるかという部分になってきますので、こちらはまた持ち帰って、お金の計算はしっかりと吟味させていただいて、また議会にも相談をさせていただければと思っております。本日は、ヒアリングの結果という形で、基本構想に基づいて出すところのぐらいかかるという部分を出させていただきました。またブラッシュアップしていかなければいけない部分はありますので、しっかりと詰めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

例えばの話、温浴施設と、井戸の修理2億幾らと考えても、14億円くらいですよね。14億円を多少なり詰めていって、これ露天風呂なんか2つありますから、この辺を1つにしたりして、詰められるところ詰めていって、今の人口に合わせたような施設にすれば十二、三億円で造るのは可能だと私は思うのです。それで、物販施設はある程度、先ほど言ったように、塩、しょうゆ、足りなくなったときに駆け込んで買えるような程度のものから始まって、大きくしていくのは大いに結構だと思いますので、私はそんなふうな考えを持って、まず一日も早く着工すべきだと思います。戻ってきている人々は、温浴施設を一番望んでいるわけですから、戻ってきていない人は要らないと言いますけれども、実際利用するのは戻ってきている人たちが大半ですので、その辺を強く要望しておきます。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。

手前みそですが、物販のことだけ申し上げさせていただければ、今現にさくらモールは閉店時間早めとなっております。それを補うという意味も込めまして、資料だと13ページでございますが、若干時間を、営業できるような形で引っ張っていきたいなという考え方で、まさに補うという形です。駆け込んでいくという部分のやつも物販には考えていきたいなと思っています。その考えは変わらないで進めていきたいと思います。

今ほどおっしゃられたお金の面、その面についてはしっかりと詰めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） 物販施設、さくらモールは11時開店ですか、夜は7時か7時半くらいで終わってしまうのですよね、時間帯ずれがあるかもしれないですけれども。こっちに物販施設、販売できるものを造るというと8億7,000万円くらいかかるのです。逆に言ったら、さくらモールに多少なり

人件費の補助を出してお願いすれば、少し早くなることは可能なかなとは思うのですが、そういう手当てはしてみたときありますか。そうしてやるのも、時間が早いというだけが問題であれば。私の考えるのは、時間早いなんていうのはただ言っているだけで、どうしても夜の森にそういう設備が必要ですよね。必要な状況に迫られていますよね。だからといって背に腹は代えられませんので、やっぱりさくらモールにそういう時間帯のことも当たりながら、その辺は後回しにしても私は悪くないのかなと思うのですが、それ答弁要らないです、また言いたくなるから。要望しておきます。

終わります。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。ないですか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） これ構造は、木造なの、鉄骨なの。これによって工事費全然変わるし、基礎工事の分も変わってくると思うのだけれども、何で今説明している金額出したの。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 鉄骨造、木造のいずれかについては、事業者提案としていきたいところでございます。今回お示しした金額については、鉄骨造で金額をお示ししているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） ちなみに、木造の単価は。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 申し訳ございません。木造の単価については、今のところまだ単価の調査が進んでいないところでございますが、最大かかる予算で今回お示しさせていただいたところでございます。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） こうやってつくってきて数字提示しているのだから、ましてや鉄骨ないし木造って、おかしいのではないか、答弁。そんななら、鉄骨で出したの説明しているのなら、こんなの書かなければいいだろう。書かなければ聞かない。書いてあるから聞いているだけで。では、どっち安いのだ、鉄筋コンクリートが抜けてるから鉄筋コンクリートはどうなのだと。ゼネコン4社から工事費のヒアリングやっているのだろうけれども、さっきから9番議員が言っているように、ゼネコンも力あるところは材料費、コスト下がるし、扱い量が大きければ大きいほど下がるのだ。物品だって同じなのだ。定価1,000円売りのやつ、では窓口になるのが1,000円を何ぼで買い取るのか、それで何ぼで売るのか、製品であれば。ただ、地元で作っている野菜とか何かをそこで売るという場合、では作っている人が何ぼで売りたいか。そこから何%手数料戻してくれるのか。本当はここまで全部下調べやった状態で数字というのを出してもらって説明してもらわないと分からない。民間はそうだよ。

民間の工事は実行予算組むのだって複数から見積り取って、ここからまた下げるのだから。説明するには、それなりに担当の副町長も目通しているのだろうけれども、抜けているのではないか。議会はめくらではないから。かかるものはかかる、やらなければならないものはやらなければならない、これは従来どおり分かる。判断させる資料を的確に作って説明してください。お願いしておきます。

終わります。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。

この件に関して、私も十分にチェックできておりませんでした。そもそもＳＣと木造で単価違うのは当然でございます。その辺も含めましてきちんと分かるようにしていきたいと思います。申し訳ございません。きちんと今後進めていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、令和6年度第2回リフレ富岡跡地の利活用についてを終わります。ここで説明者の入替えのため、2時5分まで休憩いたします。

休 議 (午後 1時55分)

再 開 (午後 2時03分)

○議長（堀本典明君） 早いですが、再開いたします。

次に、付議事件5、富岡町中期財政計画の策定についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、付議事件5、富岡町中期財政計画の策定についてご説明申し上げます。

中期財政計画につきましては、震災以前は適宜策定し、見直しをかけて実行してまいりましたが、震災後は恒常的な収支の見通しが立たず、精度の高い計画を策定することが困難であったことなどから、これまで策定を見送ってまいりました。このたび震災から13年が経過し、ある程度は見通しが見えてきたことや、復興財源の終期を見据えた財政運営を考慮していかなければならない段階に来たことなどから、福島県の市町村財政計画策定要領に基づき、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする富岡町中期財政計画を今年度新たに策定することとしたものでございます。

なお、詳細につきましては、安藤財政係長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 財政係長。

○総務課副主幹兼財政係長（安藤 崇君） 着座にて失礼いたします。それでは、全員協議会資料5-1、富岡町中期財政計画を基に説明してまいります。

計画書の目次を御覧ください。本計画は、6章立てで構成しており、第1章は中期財政計画の策定について、第2章は富岡町の財政状況、第3章は現状での収支見通し、第4章は収支改善策、第5章は数値目標、第6章はおわりにということでまとめております。各章の節以下の詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、各章の内容を基に本計画の概要を説明いたします。計画書3ページを御覧ください。本計画の策定目的は3つございます。1つ目は、中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全化を確保するための方策を明らかにするものです。2つ目は、町災害復興計画や公共施設等総合管理計画に基づく事業を計画的に実施する上での財源的裏づけとともに、予算編成における指針とするものです。3つ目は、広く財政状況を提供する手立ての一環として位置づけるものとしております。本計画の中心的な内容は、富岡町の財政状況、現状での収支見通し、収支改善策、数値目標で構成し、財政状況と今後の見通しから収支改善策を考察の上、具体的な数値目標を定める展開になっております。本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に加え、町災害復興計画に基づく各種計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

計画書4ページから12ページにかけては、町の財政状況として主な歳入歳出、町債残高の状況、基金保有額の状況及び経常収支の状況をまとめております。

計画書4ページを御覧ください。歳入の状況です。本町の歳入は、複合災害からの復旧、復興に向けて、福島再生加速化交付金や震災復興特別交付税をはじめとする多額の国県支出金等が交付されたことにより、平成23年度以降、大きな伸びを示しております。平成30年度以降は、避難指示解除区域における復旧、復興事業の進捗とともに、ある一定程度は遞減しておりますが、複合災害前の平成22年度を超える水準で推移しております。

次に、計画書5ページを御覧ください。町税の状況です。町税収入につきましては、複合災害に係る個人住民税や固定資産税の減免等を実施したことにより、平成23年度以降大きく減少しております。今後は、昨年4月の特定復興再生拠点区域の解除に伴い、固定資産税の段階的な減免措置の解除を予定していることから、中期的に令和5年度税収分からの一定程度の増収を見込みます。

次に、計画書6ページを御覧ください。地方交付税の状況です。地方交付税については、平成23年度から復旧、復興に係る財政需要に対応するため、震災復興特別交付税が多額に交付され、普通交付税を上回っております。平成30年度以降は、復旧、復興事業の進捗とともに遞減しておりますが、夜の森地区、小良ヶ浜地区及び深谷地区の本格的な復旧、復興事業が進むと、今後は再び増加に転じるものと見込みます。加えて、普通交付税については、基準財政需要額が同収入額を上回っているとの状況から、令和3年度から増加しております。今後、中期的には普通交付税の算定項目等に大きな変更がなければ、令和5年度から横ばいでの推移を見込んでおります。

次に、計画書7ページを御覧ください。令和6年度以降の一般財源の見通しです。令和6年度以降

の町税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響緩和による景気の上向き、特定復興再生拠点区域の解除に伴う減免措置等の段階的解除により、本計画期間中は一定程度の増収を見込みますが、長期的には大規模償却資産や人口の減少に伴い遞減していくものと見込みます。また、普通交付税は、当面は一般財源の不足分を一定程度補うことが期待されますが、長期的には人口を算定基礎にしているため、人口減少に伴い、こちらも遞減していくものと見込みます。

次に、計画書8ページを御覧ください。歳出の状況です。本町の歳出は、複合災害前は約70億円前後で推移していましたが、平成23年度以降は復旧、復興事業に係る多額の財政需要が生じたため、大幅な伸びを示しております。特に同事業に係る普通建設事業費が大きく膨らんだほか、町内外の被災支援に係る業務委託による物件費も同様に膨らんでおります。人件費については、複合災害関連業務や行政サービスの多様化に対応するための人員を引き続き確保していく必要があることから、令和6年度以降も同水準で推移していくことを見込みます。扶助費は、少子高齢化の急速な進捗等の影響により増加傾向にあるため、その傾向は続くものと見込みます。総じて義務的経費は、微増しながら横ばい推移、投資的経費は復旧、復興の進捗に合わせて増減推移、そのほかの経費については、主に物件費、基金繰入金の要因により微増しながら横ばいで推移していくものと見込みます。なお、公債費、借金でございます、につきましては新たな起債は行わず、既発債を計画的に償還していくことから、今後は遞減してまいります。

次に、9ページを御覧ください。町債残高の状況になります。令和5年度末の償還残高は約4億円で、償還完了時期は令和18年度になります。本計画期間中の新規債は予定しておりません。

次に、計画書10ページを御覧ください。基金保有額の状況です。令和5年度末の基金高の総額は約230億円です。内訳は、財政調整基金が約77億円、町勢振興基金、特定廃棄物埋立処分事業、地域振興交付金等の13の特定目的基金高は約150億円です。今後は、復旧、復興事業や公共施設等の老朽化対策のために計画的に取り崩して活用することから、残高が遞減していくものと見込みます。

次に、計画書11ページを御覧ください。経常収支の状況です。経常収支比率は、経常的に支出する経常経費充当一般財源が税収等の経常一般財源等に占める割合をいいます。この割合が100%に近づくと、臨時的な財政需要に対応するための財政の弾力性が低く、財政的余裕がない状況になります。本町の経常収支比率は、施設の維持管理に係る物件費や特別会計への繰出金等により、複合災害以前から類似団体平均値を上回る値で推移しており、十分な財政の弾力性を備えているとは言い難い状況でした。こうした中、電源立地交付金や廃炉交付金、町勢振興基金等の特定目的基金を経常経費に充ててきたことにより、経常収支比率の上昇を実質的に抑えてきましたが、将来的には同交付金やそのほかの充当基金が終了することが明らかであることから、経常収支比率が100%を超え、経常収入以上の経常的な支出が恒常的になることを見込みます。

計画書13ページから16ページにかけては、現状での収支見通しとして、収支見通し及び財政運営上の課題への対応をまとめています。

計画書15ページを御覧ください。前章で分析しました本町の財政構造の特徴などを踏まえながら、今後の制度改正など、現時点で想定される一定の推計条件を基に、計画期間内の5年間における一般会計の収支見通しを示すと15ページの表のとおりとなります。具体的には、令和6年度の当初予算をベースといたしまして、過去3年間の決算状況等を加味し、算出しているものです。なお、令和7年度以降の普通建設事業費及び物件費には、夜の森地区等今後の復旧、復興重点地域の需要額も含めております。

次に、計画書16ページを御覧ください。財政運営上の課題への対応です。収支見通しを踏まえ、直面する本町の財政運営課題に対し、次のとおり対応することとします。1つ目は、復興関連事業財源及び新たな安定的な財源の確保です。国に対し、復旧関連事業への財政支援を継続して要望し、同事業財源の確保に努めます。また、新たな安定的な財源の確保に向けた数値目標を掲げ、実現に向け、各種取り組みます。2つ目は、公共施設等の老朽化への対応です。公共施設等の老朽化に伴う将来負担を軽減するため、令和10年度までの間、行政財産維持基金に毎年度3億円を上限として前年度繰越金の一部を積み立てます。3つ目は、公共施設等の維持管理の見直しです。公共施設等の複合化や集約化を進め、維持管理費の圧縮に努めます。

計画書17ページから19ページにかけましては、現状での収支改善策として、予算編成を通じた経費の圧縮等による収支改善策及び抜本的な収支構造改善策をまとめしております。

計画書17ページを御覧ください。予算編成を通じた経費の圧縮等による収支改善策です。本改善策といたしましては、(1)、予算要求時のシーリングの設定等です。義務的な経費を除いて経常的な経費のほか、政策的、臨時的な経費についても、直近の収支見通しを踏まえながら、予算要求時の一般財源の総額に上限を設けるなどの必要な調整を行います。(2)、特定目的基金のさらなる活用です。本基金については、その設置目的を踏まえて計画的な活用をすることはもとより、管理、運用においては社会経済情勢に鑑みて、国債、地方債、そのほか確実かつ有利な有価証券の購入等を行なながら、最良の資産保有形態を保持できるよう努めます。

次に、計画書18ページを御覧ください。抜本的な収支構造改善策です。歳入面での収支構造改善策は4項目になります。1つ目が町税の収入確保、2つ目が町税等の徴収率、収納率の向上、3つ目が受益者負担の適正化、そして4つ目が多様な財源の確保です。多様な財源の確保では、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、広告料収入のほか、未利用資産の積極的な売却をはじめとした公有財産の有効活用も視野に入れ、多様な財源の掘り起こしに努めます。

次に、歳出面での収支構造改善策です。本改善策は6項目になります。1つ目が人件費の抑制、2つ目は扶助費、特に社会保障関連経費の抑制です。3つ目は、事業効果の検証としてスクラップ・アンド・ビルトを徹底いたします。4つ目は業務の効率化、最適化です。5つ目が単年度事業の見直し、6つ目が普通建設事業の必要性の精査となります。

次に、そのほかの収支構造改善策です。本改善策は3項目になります。1つ目が特別会計、企業会

計の独立採算化、2つ目は公共施設等総合管理計画の推進、3つ目はPPP／PFIをはじめとした民間活力の活用の推進となります。

計画書20ページから23ページにかけましては、数値目標として新たな財政目標の設定及び財政目標達成に向けた取組をまとめております。

計画書20ページを御覧ください。新たな財政目標の設定です。本計画の策定目的である中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全化を確保するための方策、目標等を明らかにすることの財政目標の設定の考え方といたしましては2つございます。1つ目が将来世代に過度の負担を負わせないこと、2つ目が経済事情の急変や災害などによる突発的な財政需要にも対応できることといたします。

具体的な財政目標の設定は7項目です。1つ目が財政調整基金。財政調整基金の毎年度末の保有額を40億円堅持といたします。

2つ目が町勢振興基金です。町勢振興基金の毎年度の基金繰入金上限額を3億円といたします。

3つ目、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金になります。こちらにつきましても毎年度の基金繰入金上限額を3億円といたします。

4つ目、行政財産維持基金です。行政財産維持基金については、将来の公共施設等の老朽化対策費用といたしまして、3億円を上限とする前年度繰越金の一部を毎年積み立てることといたします。

5つ目は町債です。本計画期間中は新たな起債は行わず、既発債を計画的に償還していきます。

6つ目は費用の節減です。令和3年度から令和12年度までの10年間において取り組む行動目標を次のとおりしております。普通建設事業に係る一般財源は、当該年度当初予算比から10%以内といたします。委託料等の事業精査といたしましては、令和元年度当初予算比から10%削ることといたします。

次に、⑦です。今後の財源確保になります。今後の財源確保目標を次のとおりといたします。主要財源の終期に伴う、10年後に5億円、12年後に10億円の新たな安定的な財源の確保になります。第2章第4節の経常収支の状況で示したとおり、本町の経常収支は経常支出が地方税等の経常収入を上回っており、複合災害前よりマイナスの状況が続いております。経常収支がマイナスでありながらも、新たな起債を行わず今日まで財政運営をできてきた理由の一つといたしましては、電源立地交付金や廃炉に係る多額の交付金を国県より受けており、これらの財源が実質的に経常収支のマイナスを補填しながら町財政を支えてまいりました。また、近年では、この交付金のほか、基金繰入金も財源不足を補填するための重要な役割を担ってきております。一方、これらの交付金及び基金には終期がございます。終期を見据えた財源確保の取組が今後必要になってまいります。詳細は次のとおりとなります。

電源立地等に関する交付金です。電源立地地域対策交付金、通称電交は令和11年度で終了する見込みでございます。

次に、廃炉交付金です。原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、通称廃炉交付金は現在の9.7億円が令和12年度から遞減し始め、令和21年度で終了する見込みです。

次に、主な基金繰入金でございます。特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金は、毎年3億円を取り崩してまいりますと令和17年度で終了します。

最後に、町勢振興基金です。同じく毎年度3億円を取り崩しますと、令和21年度で終了する見込みにございます。

以上のことから、財源終期の早いもので5年後の令和11年度、全ての財源が終期を迎えるのが15年後の令和21年度になる見込みで、これら終期に伴う財源の不足分を全て財政調整基金で賄う場合、年度剩余金3億円を見込んでも、こちらの基金は令和18年度になくなってしまうという見込みにあります。したがって、令和22年度までの最高不足額を約10億円と見込みまして、行政サービスを安定的に維持していくためには、令和6年度から起算して10年後の令和16年度までに5億円、12年後の令和18年度までに10億円の新たな財源確保が必要になるものと見込んでおります。

次に、計画書23ページを御覧ください。さきに掲げた財政目標につきましては、複数年度の予算編成を通じて実現させていくことになります。そのため、時々の財政環境の変化や町民ニーズの変化を的確に捉えて、収支見通しを常に更新しながら財政状況を把握の上、予算編成の中で必要な措置を講じることといたします。

最後に、24ページ、本計画のまとめとなります。中期財政計画は、財政的な制約が高まっていく中においても、将来にわたる財政運営の健全化を確保しながら、これらの施策の着実な実施を財政面で支えることにより、町民福祉を最大化する役割を担っております。そのためには、社会経済環境や地方財政制度等の変化に応じて収支見通しを適切に見直しながら、数値目標の達成に向けた財政運営のかじ取りが求められます。中期財政計画は、策定がゴールではなく、スタートになります。時代の激流の中にあっても、計画に基づく財政運営により財政の健全化を確保していくことにより、町民の皆様の安全で安心した暮らしの礎を築いていくものと捉えておりますので、本計画の策定及びその後の執行につきまして、議員各位のご理解のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 21ページ、説明いただきました。先ほどリフレの件でお話ししたのですが、この中に載っている中の10年後、5億円、12年後、10億円の安定した財源というのですけれども、最終的に補助金も21年になくなるという形であれば、安定した財源の取り方って簡単に書いてありますけれども、今こういう状況でそういう目標って取れますか。取れますかという言い方も失礼なのですから、何かざっと書いてあるのですけれども、はっきり言えば町の金を増やさなければいけないのだと思うのですけれども、今の状態で考えられないのですけれども、どういうことで5年、10年つ

て決めたのか。

○議長（堀本典明君） 財政係長。

○総務課副主幹兼財政係長（安藤 崇君） 申し上げます。こちら計画で示させていただいた今後の計画、目標数値でございますけれども、現実的には難しいとは捉えております。ただ、こちらの財源を確保しなければ町の財政が立ち行かなくなるというところでございまして、厳しい目標ではありますからもそれをを目指していくというところで計画は示しておるものでございます。今後やはりさきに申し上げましたとおり、電源立地交付金や廃炉交付金がなくなるという想定の中ではそれに代わるものが必要になってまいりますので、厳しい条件下でありましても高い目標を掲げさせていただいて、少しでもこちらの目標に近づけるように進めていきたいなと思っておりますので、現状ではご理解いただければなと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） ただいま財政係長から答弁ありがとうございましたが、私から補足をさせていただきます。

10年後の令和16年度までに5億円、安定財源を目指しますと、これ目標として目指します。ただ、今議員からあったように、そんなに財源って簡単に見つかるものかという話ございましたが、その場合には5億円歳出の削減を目指します。目標として5億円の歳入を目指す、ただそれがかなわなければ5億円歳出を削減ということもあります。あと折衷案もございます。2億円の財源見つかったけれども、3億円足りないとなれば3億円の歳出削減を目指すと、そういった柔軟な対応をしたいと思っております。あくまで目標として、5億円足りなくなるので、そこは安定的な財源を目指すという趣旨で捉えていただければと思います。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 分かりました。そうですよね。収入が得られないのだから、削減するしかない。だけれども、先ほどのリフレの件についても、すごく職員が一生懸命まとめてくれて金額出してくれたのですが、ただ理想は確かに望ましいのかもしれない。だけれども、これが出てきてしまうと根本的にあの大きい金額自体も見直すというのが完全に出てこなければならない。そのバランスが悪い。バランスというか、取り方が難しいと思うのですけれども、ここで町長に聞きたいのですが、町長、先ほどのリフレの件も含めて、リフレが駄目と言っているわけではなくて、ただこんなアンバランスな状態の富岡町、町長としてはどうやってまとめるのですか。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員おっしゃることも理解してはおります。当然ながら今課長からもあったように、歳入がなければ歳出を抑えるということにはなるかと思っております。それとはまた別でリフレの件は何とか財源を確保しながら考えていきたいとは思っているところであります。

それから、廃炉交付金に代わる何か、国から代わるもののが何か示されれば、それをまた充当できる

かなとは思っていますが、今のところ廃炉交付金についてもなくなるということになっておりますが、そもそもは電源交付金だったものですから、それを廃炉という。廃炉がすぐ終わるわけではないと思っておりますので、その辺も含めまして、第1、第2の廃炉に向けていくと、これから何年かかるのでしょうかね。30年かかるのか、40年かかるのか分かりませんが、そういったことも国に要求というか、要望していきたいとは思っております。こんなのでよろしいですかね、答えになっているか分からぬですけれども。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 確かに、町長、今の言葉しか答えられないと思うし、各課もやることはやっていると思うのですが、問題はこれから少ない金をどうやって活用するかというものを十分審議をしていただきて、一応財源が少なくともそれなりにできるような形をやっていただかないと困ると思うので、十分審議をしていただきたいと思います。

以上です。私これで終わります。回答は結構です。

○議長（堀本典明君） そのほか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） なかつたらば使えない、支出を抑える、これは誰でもできる話。さりとてこの矛先が町民だから、町民に対するサービスだとか必要不可欠なものまで、ないから切るということは誰でもできる話だから、これでは困る、町長。さっき係長が言うように、5億円だったら5億円出さない、ではこの半分の2億5,000万円出さないようにして2億5,000万円持ってくる。固定費削ることも大事だし、一番簡単なのは固定費下げればいいのだ。

休議して。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 (午後 2時31分)

再 開 (午後 2時36分)

○議長（堀本典明君） 再開します。

そのほか質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件5、富岡町中期財政計画の策定についてを終わります。

ここで説明者の入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時36分)

再 開 (午後 2時37分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件6、第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（素案）及びパートナーシップ制度についての説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お疲れさまです。本日、生涯学習課からは付議事件6としまして、富岡町男女共同参画審議会においてご意見をいただき、見直し作業を進めておりました第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画の素案を取りまとめましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。また、併せて検討を進めておりましたパートナーシップ制度、パートナーシップの宣誓制度につきましてもご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の全員協議会の説明のご意見を踏まえまして、来年1月にパブリックコメントを実施いたしまして、その後、第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画につきましては、3月の定例会で議案として提出をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明につきましては、生涯学習係長より行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 生涯学習係長。

○生涯学習課副主幹兼生涯学習係長（遠藤 淳君） 着席にて説明でよろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 大丈夫です。

○生涯学習課副主幹兼生涯学習係長（遠藤 淳君） ありがとうございます。

それでは、付議事件6の第二次富岡町男女共同……

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課副主幹兼生涯学習係長（遠藤 淳君） そうですね。申し訳ございません。先に資料だけご確認させてください。

資料を皆様にお渡しさせていただいているのは、まず基本計画の素案ということでA4の分厚いもの1つ、それとあと概要版としてA4のつづりになっているもの、こちらオレンジ枠になっております。もう一つは、概要版としてA3のとみっぴーが書かれている資料。最後に、富岡町パートナーシップ宣誓制度（案）概要版ということでA3のこちらになります。皆さん大丈夫でしょうか。

〔「はい、大丈夫です」と言う人あり〕

○生涯学習課副主幹兼生涯学習係長（遠藤 淳君） ありがとうございます。

それでは、付議事件6の第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（素案）及び富岡町パートナーシップ宣誓制度についてご説明をさせていただきます。説明資料につきましては、先ほどご説明させていただいた資料の素案とA3判横の富岡町パートナーシップ宣誓制度（案）概要版にてご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、A4冊子の厚い基本計画の素案からご説明をさせていただきます。3ページをお願いい

いたします。当町では、平成16年に制定しました町男女共同参画推進条例に基づきまして、平成19年に富岡町男女共同参画まちづくり基本計画を策定し、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。しかし、東日本大震災及び原発事故の影響によりまして、当初計画の見直しができないという状況でございました。町では、近年大きく社会状況が変化している中で、男女共同参画の実現がより一層求められていることから、令和5年3月より男女共同参画審議会を開催しております、計画書の見直し作業を進めてまいりましたところでございます。

3ページ下の計画の位置づけを御覧ください。本計画は、富岡町災害復興計画（第三次）及び緑色の町関連計画との整合性を図るとともに、国、県が策定した各種計画等に基づく市町村計画として位置づけるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。（2）、計画の期間として、本計画の推進期間は令和7年度から令和16年度までの10年間としまして、計画期間中の国や県をはじめ社会情勢等の変化に応じ、随時見直しを行うこととしてございます。

次に、（4）として、地球上の誰一人として取り残さないを基本理念としたSDGsの17のゴールの中にジェンダー平等の実現が掲げられており、本計画の推進がSDGsの達成に貢献することを明確に位置づけるため、基本目標ごとに関連するゴールを提示してございます。それが下の1から17の番号となってございます。

続きまして、第2部、富岡町の現状としてということで、13ページから23ページになります。こちらにつきましては、昨年11月に実施しましたアンケート調査の概要について記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、27ページをお願いいたします。第3部では、本計画の基本理念を、誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に發揮できるまちとし、4つの基本目標に基づいて各種施策を展開してまいります。

おめくりいただきまして28ページから29ページにつきましては、4つの基本目標に基づく取組の方向性と基本施策を掲載しております。

次に、32ページをお願いいたします。32ページから50ページの間にありますが、そちらを第4部といたしまして、4つの基本目標に対する現状と課題を明記し、町の実施する施策や取組内容を記載してございます。

続きまして、飛びますが、53ページをお開きください。53ページからは、第5部の計画の推進体制として、本計画の推進に当たり、行政・町民・地域団体・事業者がそれぞれの立場において積極的に取り組むべき役割並びに連携、協力体制の充実を図ることを記載しております。

最後に、57ページから110ページまでになりますが、町条例、関係法令、用語集を記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

以上が第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（素案）のご説明となります。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 続けてパートナーシップ制度の説明もさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） はい、お願ひします。

生涯学習係長。

○生涯学習課副主幹兼生涯学習係長（遠藤 淳君） ありがとうございます。では、引き続き富岡町パートナーシップ宣誓制度についてご説明をさせていただきます。

先ほどご確認させていただきましたA3の1枚の資料でご説明をさせていただきたいと思います。この富岡町パートナーシップ宣誓制度（案）につきましては、令和6年9月2日から開始された福島県パートナーシップ制度に準じ、基本計画同様、審議会委員に議論をいただき、来年4月の制度開始に向け、作成したものになります。

では、1、富岡町パートナーシップ宣誓制度とはからご説明をいたします。当町では、先ほど素案にてご説明をしたとおり、誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できるまちとし、実現を目指しておりますが、しかしながら現状では、性的マイノリティー、言わば恋愛対象が同性や両性の方、出生時に診断された性と自認する性が異なる、あるいは自分の性がはっきりしないなどといった方は、異性のカップルと同等の権利や選択肢が与えられないなど、日常生活において多様な困難に直面をしているところでございます。このことから、町民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らしていく町づくりを推進していくため、パートナーシップ、ファミリーシップ制度を導入するものでございます。なお、この制度は町が独自に実施するものであり、法律上の婚姻ではないため、法的な効力は発生いたしませんが、宣誓することで町が関係性を公的に証明し、様々な行政サービス等を受けることができるようになります。

次に、2、宣誓をできる方は、次の（1）から（5）の要件を満たす方となります。要件につきましては、ご確認いただければと存じます。

続いて、3、制度導入後の主なサービスを記載してございます。行政サービスでは、公営住宅の入居資格において親族とみなし入居が可能となることや、住民票の続柄を縁故者に変更できるようになります。行政サービスにつきましては、変更、追加がある場合、随時更新してまいりたいと考えてございます。また、民間では、携帯電話会社の家族割引など、既に適用されているサービスについて記載してございます。

続いて、4、宣誓から証明書等の交付の流れについて、当町におきましては窓口並びに郵送による受付とさせていただきます。宣誓書及び住民票の写しなどの必要書類の内容を精査し、窓口並びに郵送にて交付するものとさせていただきます。なお、宣誓書に添付する必要書類につきましては、①から④であります。併せてファミリーシップを宣誓する場合につきましては、⑤のほかに別途⑥が必要

となります。

最後に、5、福島県との連携についてということで、既に福島県の受理証明書をお持ちの方につきましては、本町の宣誓証明書等と同様の効力があるものとし、本町の宣誓証明書を必要とする場合、福島県の受理証明書を提出することで提出書類の一部省略が可能となります。証明書につきましては、イメージではございますが、右下のピンクのもの、このような形の証明書をお渡しさせていただきたいと考えてございます。

以上が富岡町パートナーシップ宣誓制度（案）についてのご説明になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。ないですか。大丈夫ですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） すみません、本日の全員協議会の説明の中で、タイトルにつきましてはパートナーシップ制度についてということでお出しをしておりますが、この制度につきましてはパートナーシップの方の証明ということもあります、そのほかに同じく子供や親が一緒に同居している場合についてはファミリーシップ制度ということで、こちらの証明書に一応記載をして同じようなサービスが受けられる制度となっておりますので、補足をさせていただきます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 皆さん、ご質問ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） すみません、私から1点だけ確認させください。

こっちの素案の53ページにある計画の推進体制というところで、行政であるとか地域団体・事業者というのは理解できるのですが、町民の方にも3項目をやっていただくということになっているのですが、これはなかなか、どういうふうにそういった形を町民の皆さんにお願いしていくのか、その辺お考えあれば教えていただきたいのですが。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ご質問い合わせました件ですが、この計画につきましては、来年度からということであります、実際につくって行動していかないとこの目標を達成できません。町民の方にもなかなかご理解をいただくのは難しいのですが、今年からいろいろと講演会などもやっておりますが、なかなか参加者も少ないということでございます。まずは、この計画をつくったことを広報等で周知をして、概要版についても折り込みをさせていただきますので、少しずつ町民の方にもこの内容についてご理解をいただけるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 分かりました。ありがとうございます。

そのほかご質問ないですね。

8番議員。

○8番（高橋 実君） 教育長、教育長に教えてもらいたいのだけれども、A3の2、宣誓をすることができる方で、同性の方の部分で、にこにこども園、小学校、中学校の子供らの教育上はどうなるのかというのが今思ったのだけれども、大っぴらな場面で子供らがたまげたり、何ってなったときに、こういう子供らに対する指導というか、説明というのか、これは学校側でやるのかな。やる予定でいるのかな。その点だけ。

○議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 今おっしゃるとおり、直接同性婚という言葉は出さないようにしていますし、小学1年生から中学3年生まで発達段階が違いますから、それぞれの発達段階に合った内容で、道徳の授業の中で行ったりということもしておりますし、特に小学1年生なんかは、ともかくいろんな人がいて、その人のよさを認め合おうという、その認め合うというところからスタートをして、だんだん人には違いがありますよ、その違いというのは嫌なことではなくてその人のよさなのだよということで、どんどん、どんどんレベル的に上げていって、最終的に担任教師の授業だけではなくて、外部から来た方々の授業も受けて、そして理解をどんどん、どんどん深めていく。私の狙いとしては、我々学校の教員が親を教育するということは非常に難しいです。ですからこそ我々が、教員ができるのは、子供を教育して子供の口から、家庭に帰って今日はこういうことを勉強してきたよということを子供が親に伝える。それがどんどん、どんどん広がっていけば、この制度、浸透していくのではないかなど。ただ、時間はかかると思います。なかなか難しいことではありますが、やらないことには前に進みませんので、やっても無駄だと言う人もいます、中には。ただ、そうではなくて、そういうことを学校では地道に進めていって、子供の力で親を変えることができるのではないかと私は元教員として思っておりますので、そんなことで学校では計画的に今進めているところあります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） とにかくこういうことは私たちの年代でもない。ただ、こういう制度的なやつ反対するわけでもないけれども、やはり子供らが悪影響を被るような誤解の受け取り方をして、子供らが困る、同性の人の前で一言、二言言ったことに対してどうのこうのならないような指導大変だと思う。中学生は言えば分かると思うけれども、やっぱり低学年の小学生、こども園の子供らは、そういう場面見たらたまげるだけだから、ひとつ大変だと思うけれども、富岡町の子供ら、悪い方向に行かないようにだけ、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 今の言葉、非常に重く受け止めます。そうならないように細やかな指導を学校ではしていきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） そのほか質疑ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件6、第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（素案）及びパートナーシップ制度についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かござりますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 議員の皆様から何かござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 2時56分)